

## 平成23年第4回鞍手町議会定例会会期日程

1 会 期 6月1日(水)から14日(火)まで14日間

2 日 程 下表のとおり

月 日	曜日	会 議 名	開議時刻	摘 要
6月1日	水	本 会 議	13時	開会・議案上程
2日	木			
3日	金			
4日	土			
5日	日			
6日	月	本 会 議	13時	一 般 質 問
7日	火	本 会 議	13時	一 般 質 問
8日	水	本 会 議	13時	議 案 質 疑
9日	木	民生産業委員会	10時	付託事件審査
10日	金	総務文教委員会	10時	付託事件審査
11日	土			
12日	日			
13日	月			
14日	火	本 会 議	13時	審査報告・閉会

平成23年鞍手町議会第4回定例会会議録（第1号）						
平成23年 6月1日						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会日時 及び宣告	開 会 開 議			議 長		
	平成23年6月1日 午後1時00分			川野高實		
	閉 会 開 議			議 長		
	平成23年6月1日 午後1時31分			川野高實		
出席及び 欠席議員	仮議席 番号	氏 名	出欠 の別	仮議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	熊井照明	出欠	11	宇田川亮	出欠
	2	須山由紀生	出欠	12	岡崎邦博	出欠
	3	星正彦	出欠	13	栗田幸則	出欠
	4	仲野守	出欠			
	出席 13人	5	田中二三輝	出欠		
	欠席 0人	6	原哲也	出欠		
	欠員 0人	7	川野高實	出欠		
		8	須藤敏夫	出欠		
		9	久保田正之	出欠		
	10	武谷保正	出欠			
会議録署名 議員	1	星正彦		2	仲野守	

職 務	出 席	議 事 日 程	出 席	議 事 日 程	出 席	議 事 日 程
議会事務局長	長友浩一	出欠	議会事務局長補佐	武谷朋視	出欠	
町長	柴田好輝	出欠	会計課長	靄崎紀代	出欠	
副町長	本松吉憲	出欠	建設課長	森茂樹	出欠	
教育長	山本喜久男	出欠	企画財政課長	三戸公則	出欠	
総務課長	白石秀美	出欠	上下水道課長	中岡和之	出欠	
福祉人権課長	渡辺智文	出欠	病院事務局長	中野真路	出欠	
税務住民課長	久保田隆一	出欠	教育課長	筒井英和	出欠	
農政環境課長兼農業委員会事務局長	篠原哲哉	出欠	保険健康課長	鯨坂健二	出欠	
地方自治法第121条により説明出席者の職氏名						
議 事 日 程	別紙のとおり					
付 議 事 件	別紙のとおり					
会 議 経 過	別紙のとおり					

## 平成23年第4回鞍手町議会定例会議事日程

6月1日 午後1時開議

### 第1号

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 鞍手町土地開発公社の平成22年度事業結果及び決算並びに平成23年度事業計画及び予算の報告

日程第4 議案第35号 鞍手町監査委員の選任

日程第5 議案第36号 専決処分の承認（鞍手町国民健康保険条例の一部を改正する条例）

日程第6 議案第37号 専決処分の承認（鞍手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

日程第7 議案第38号 鞍手町コミュニティバス等運行条例

日程第8 議案第39号 鞍手町税条例の一部を改正する条例

日程第9 議案第40号 鞍手町営住宅審議会条例の一部を改正する条例

日程第10 議案第41号 鞍手町青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例

日程第11 議案第42号 専決処分の承認（平成22年度鞍手町一般会計補正予算第9号）

日程第12 議案第43号 専決処分の承認（平成22年度鞍手町老人保健特別会計補正予算第4号）

日程第13 議案第44号 専決処分の承認（平成22年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算第5号）

日程第14 議案第45号 専決処分の承認（平成22年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計補正予算第1号）

日程第15 議案第46号 専決処分の承認（平成22年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計補正予算第1号）

日程第16 議案第47号 平成23年度鞍手町一般会計補正予算（第1号）

日程第17 議案第48号 平成23年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

日程第18 議案第49号 平成23年度鞍手町水道事業会計補正予算（第1号）

日程第19 議案第50号 専決処分の承認（鞍手町流域関連公共下水道事業中山処理分区管渠築造工事（第33工区）請負契約の変更）

平成23年6月1日（第1日）

開議 13時00分

○議長 川野 高實君

只今から平成23年第4回鞍手町議会定例会を開会します。

まず町長より提出されています平成22年度鞍手町繰越明許費繰越計算書の報告、専決処分の報告及び平成23年度鞍手町水防計画書と、監査より提出されています例月現金出納検査報告書をお手元に配布していますのでご確認下さい。

これより日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第117条の規定により、議長に於いて3番議員 星 正彦君及び4番議員 仲野 守君を指名します。

次に日程第2 会期の決定を議題とします。

今期定例会の会期は、本日から6月14日までの14日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって会期は本日から6月14日までの14日間に決定しました。

次に進みます。

日程第3 鞍手町土地開発公社の平成22年度事業結果及び決算並びに平成23年度事業計画及び予算の報告を議題とします。

町長の報告を求めます。

○町長 柴田 好輝君

この報告につきましては、担当課長より報告させますのでよろしく願いいたします。

○企画財政課長 三戸 公則君

町長に代わりまして、鞍手町土地開発公社の平成22年度事業結果及び決算並びに平成23年度事業計画及び予算の概要についてご報告いたします。

お手元に配布しています、平成22年度鞍手町土地開発公社決算書の1頁をお開き下さい。

1頁は平成22年度の事業報告書です。

(1)の総括事業ですが、平成22年度における土地の取得及び処分はございませんでした。その他の事業としましても、何も行いませんでした。

2頁をお開き下さい。

左側の(1)事業収入に関する事項です。

事業外収益として、受取利息が42万6813円となっています。

右側の(2)事業費に関する事項です。

販売費及び一般管理費が5万9200円となっています。

3頁をお開き下さい。

左の欄の財産目録ですが、基本財産として鞍手町出資金500万円となっています。

右の欄の損益計算書ですが、販売費及び一般管理費と事業外収益を調整した36万7613円が当期純利益となっています。

4頁は貸借対照表です。

資産の部として現金預金1億1427万1857円、公有用地0円、固定資産の長期定期預金500万円を合わせました資産の合計は1億1927万1857円となっています。

負債の部は、未払い金、短期借入金ともに0円で、負債合計0円となっています。

次に資本の部は、基本財産500万円に前期繰越準備金1億1390万4244円と、当期純利益36万7613円を合わせた資本の合計が1億1927万1857円となり、負債資本合計が1億1927万1857円となっています。

5頁はキャッシュフロー計算書です。

この計算書は貸借対照表と損益計算書を補足するもので、1会計機関における現金の増減を示した計算書です。

計算書の右下欄に記載しています6、現金及び現金同等物、期末残高と4頁、貸借対照表の流動資産の(1)現金預金が1億1427万1857円で一致することとなっています。

以上が平成22年度鞍手町土地開発公社の事業結果及び決算報告です。

次に、平成23年度事業計画及び予算についてご報告いたします。

平成23年度鞍手町土地開発公社事業計画及び予算書の1頁をお開き下さい。

第2条の事業計画ですが、現在所有している土地はありません。また平成23年度で新規に土地を取得する計画もございません。

その他の事業を行う計画もございません。

第3条で定めています収益的収入及び支出では、収入として事業外収益を155万1千円。支出では、販売費及び一般管理費、予備費の支出合計で155万1千円を計上し、収入、支出を同額としています。

以上が平成23年度鞍手町土地開発公社の事業計画及び予算です。

尚、平成22年度決算と、平成23年度予算は5月23日に開催されました、鞍手町土地開発公社理事会で承認されています。

以上、概要についてご報告いたしましたが、詳細についてはお手元にお配りしています関係書類をご参照下さいますようお願いいたします。以上です。

**○議長 川野 高實君**

これで報告を終わります。

次に進みます。

日程第4 議案第35号を議題します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

**○町長 柴田 好輝君**

日程第4 議案第35号について、提案説明を申し上げます。

日程第4 議案第35号は鞍手町監査委員の選任であります。  
鞍手町監査委員であります、鞍手町大字小牧、幸田喜孝氏の任期が本年6月20日で満了することに伴い、再度、同氏を選任するため議会の同意を求めるものです。

なお、同氏の略歴につきましては、別紙で略歴書を添付いたしておりますのでご参照下さい。

以上が、議案第35号の提案説明であります。  
ご審議の上、ご協賛のほど、よろしく申し上げます。

**○議長 川野 高實君**

これから質疑を行います。  
議案第35号について質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。

議案第35号については、会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第35号については委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

議案第35号について討論はありますか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第35号 鞍手町監査委員の選任を採決します。

本案について、これに同意することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第35号は同意することに決定しました。

ここでしばらく休憩します。

休憩 13時11分

再会 13時13分

**○議長 川野 高實君**

会議を再開します。

日程第5 議案第36号及び日程第6 議案第37号の2件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 柴田 好輝君

日程第5 議案第36号及び日程第6 議案第37号の2件について一括して提案説明を申し上げます。

日程第5 議案第36号は、専決第7号 鞍手町国民健康保険条例の一部を改正する条例であります。

本条例改正は、暫定措置であった出産育児一時金の恒久化のため、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が4月1日から施行されることとなったため、3月31日付けで専決処分したものです。

以上が、議案第36号の提案説明であります。

次に日程第6 議案第37号は、専決第5号 鞍手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例であります。

本条例改正は、課税限度額の引き上げのため、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令等が、本年4月1日から施行されることとなったため、3月31日付けで専決処分したものです。

以上が、議案第37号の提案説明であります。

以上、日程第5 議案第36号及び日程第6 議案第37号の2件の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしく申し上げます。

○議長 川野 高實君

本案に対する質疑は後日行います。

次に進みます。

日程第7 議案第38号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 柴田 好輝君

日程第7 議案第38号について、提案説明を申し上げます。

日程第7 議案第38号は、鞍手町コミュニティバス等運行条例であります。

本条例案は、本年3月に策定いたしました鞍手町地域公共交通総合連携計画に基づき、コミュニティバス等の実証運行を実施するため、必要な事項を定めるものです。

以上が、議案第38号の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしく申し上げます。

○議長 川野 高實君

本案に対する質疑は後日行います。

次に進みます。

日程第8 議案第39号から日程第10 議案第41号までの3件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 柴田 好輝君

日程第 8 議案第 39 号から、日程第 10 議案第 41 号までの 3 件について、一括して提案説明を申し上げます。

日程第 8 議案第 39 号は、鞍手町税条例の一部を改正する条例であります。本条例改正は、国が東日本大震災の被災者の負担軽減を図るため、所得税法その他の国税関係法律の特例を定めるとともに、地方税法等の改正を行ったことに伴い、改正するものです。

以上が、議案第 39 号の提案説明であります。

次に、日程第 9 議案第 40 号 鞍手町営住宅審議会条例の一部を改正する条例及び日程第 10 議案第 41 号 鞍手町青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例の 2 件につきまして、一括して説明を申し上げます。

この 2 つの改正条例は、鞍手町附属機関等の設置及び委員選任の基準に関する要綱に基づき、選出区分等の整備を行うため改正するものです。

以上が、議案第 40 号及び議案第 41 号の提案説明であります。

以上、日程第 8 議案第 39 号から 日程第 10 議案第 41 号までの 3 件の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしく申し上げます。

○議長 川野 高實君

本案に対する質疑は後日行います。

次に進みます。

日程第 11 議案第 42 号から日程第 15 議案第 46 号までの 5 件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 柴田 好輝君

日程第 11 議案第 42 号から日程第 15 議案第 46 号までの 5 件について、一括して提案説明を申し上げます。

日程第 11 議案第 42 号は専決第 8 号 平成 22 年度鞍手町一般会計補正予算(第 9 号)であります。

本補正予算は、国の財政手続きの関係から国・県支出金、地方譲与税及び県交付金並びに地方交付税等の確定が遅れたことや、歳出の執行残の減額により、3 月 31 日付けで専決処分したものです。

歳入歳出それぞれ 170,270 千円を増額し、予算総額を歳入歳出それぞれ 6,773,843 千円としました。

以上が、議案第 42 号の提案説明であります。

次に日程第 12 議案第 43 号は、専決第 6 号 平成 22 年度鞍手町老人保健特別会計補正

予算（第4号）であります。

本補正予算は、平成20年4月の高齢者の医療の確保に関する法律の施行後3年間は、特別会計を設けるものと定められていましたが、その期間が経過しましたので、特別会計を廃止するため、3月31日付けで専決処分したものです。

以上が、議案第43号の提案説明であります。

次に日程第13 議案第44号は、専決第9号 平成22年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）であります。

本補正予算は、平成22年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計の歳入・歳出額が確定したことに伴い、3月31日付けで専決処分したものです。

歳入歳出それぞれ17,525千円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ727,990千円としました。

以上が、議案第44号の提案説明であります。

次に日程第14 議案第45号は、専決第10号 平成22年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計補正予算（第1号）であります。

本補正予算は、執行残等の整理に伴い、3月31日付けで専決処分したものです。

歳入歳出それぞれ11,624千円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ81,797千円としました。

以上が、議案第45号の提案説明であります。

次に日程第15 議案第46号は、専決第11号 平成22年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計補正予算第1号であります。

本補正予算は、執行残等の整理に伴い、3月31日付けで専決処分したものです。

歳入歳出それぞれ2,684千円を減額し、予算総額を、歳入歳出それぞれ7,308千円としました。

以上が、議案第46号の提案説明であります。

以上、日程第11 議案第42号から 日程第15 議案第46号までの5件についての提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしく申し上げます。

**○議長 川野 高實君**

本案に対する質疑は後日行います。

次に進みます。

日程第16 議案第47号から日程第18 議案第49号までの3件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

**○町長 柴田 好輝君**

日程第16 議案第47号から、日程第18 議案第49号までの3件について、一括し

て提案説明を申し上げます。

日程第16 議案第47号は、平成23年度鞍手町一般会計補正予算（第1号）であります。

本補正予算は、東日本大地震による被災地の復興支援のための職員派遣に伴う予算、電算システム更新に伴う施設予約システム導入に伴う予算、及び地域公共交通の見直しに伴う実証運行のための予算を新たに追加し、また4月の人事異動等に伴う、人件費の調整を行っています。

これらの補正要因を調整し、財源として国・県補助金、財政調整基金を充て、歳入歳出それぞれ36,914千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ6,043,182千円としました。

以上が、議案第47号の提案説明であります。

次に日程第17 議案第48号は、平成23年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）であります。

本補正予算は、4月の人事異動に伴う人件費等の調整を行っております。歳入歳出それぞれ5,078千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ759,849千円としました。

以上が、議案第48号の提案説明であります。

次に日程第18 議案第49号は、平成23年度鞍手町水道事業会計補正予算（第1号）であります。

本補正予算は、4月の人事異動に伴い予算第3条の収益的収入及び支出において、収入予算の補正はありません。

支出予算は7,645千円を減額し、支出予算総額を284,264千円としました。

以上が、議案第49号の提案説明であります。

以上、日程第16 議案第47号から日程第18 議案第49号までの3件の提案説明であります。

ご審議の上ご協賛の程よろしくお願いいたします。

#### ○議長 川野 高實君

本案に対する質疑は後日行います。

次に進みます。

日程第19 議案第50号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

#### ○町長 柴田 好輝君

日程第19 議案第50号について、提案説明を申し上げます。

日程第19 議案第50号は専決第4号 鞍手町流域関連公共下水道事業中山処理分区管渠築造工事（第33工区）請負契約の変更であります。

本請負契約の変更は、工期内の完成が困難な状況となったことから、専決処分したものであり、議会の議決を経た工期から10/100を超えて延長したため、議会の承認を求めるものです。

以上が、議案第50号の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしく申し上げます。

○議長 川野 高實君

本案に対する質疑は後日行います。

この際休会についてお諮りします。

明日2日から5日までの4日間を休会としたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって明日2日から5日までの4日間を休会とすることに決定しました。

以上をもって本日の日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会します。

閉会 13時31分

平成23年鞍手町議会第4回定例会会議録（第2号）						
平成23年 6月6日						
招集場所 鞍手町役場議事堂						
開閉会日時 及び宣告						
開 会 開 議					議 長	
平成23年6月6日 午後1時00分					川野高實	
閉 会 開 議					議 長	
平成23年6月6日 午後3時50分					川野高實	
出席及び欠席議員						
議席番号	氏名	出欠の別	議席番号	氏名	出欠の別	
1	熊井照明	出欠	11	宇田川亮	出欠	
2	須山由紀生	出欠	12	岡崎邦博	出欠	
3	星正彦	出欠	13	栗田幸則	出欠	
4	仲野守	出欠				
出席 13人	5	田中二三輝	出欠			
欠席 0人	6	原哲也	出欠			
欠員 0人	7	川野高實	出欠			
	8	須藤敏夫	出欠			
	9	久保田正之	出欠			
	10	武谷保正	出欠			
会議録署名議員	1	星正彦	2	仲野守		

職出 務席	議会事務局 局長	長友浩一	出欠	議会事務局 局長補佐	武谷朋視	出欠
地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名	町長	柴田好輝	出欠	会計課長	霧崎紀代	出欠
	副町長	本松吉憲	出欠	建設課長	森茂樹	出欠
	教育長	山本喜久男	出欠	企画財政課長	三戸公則	出欠
	総務課長	白石秀美	出欠	上下水道課長	中岡和之	出欠
	福祉人権課長	渡辺智文	出欠	病院事務局長	中野眞路	出欠
	税務住民課長	久保田隆一	出欠	教育課長	筒井英和	出欠
	農政環境課長 兼農業委員会事務局長	篠原哲哉	出欠	保険健康課長	鯨坂健二	出欠
議事日程	別紙のとおり					
付議事件	別紙のとおり					
会議経過	別紙のとおり					

# 平成23年第4回鞍手町議会定例会議事日程

6月6日 午後1時開議

第2号

日程第1 一般質問





平成23年6月6日（第2日）

開議 13時00分

○議長 川野 高實君

これから本日の会議を開きます。

日程はお手元に配布のとおりです。

これより日程に入ります。

日程第1 一般質問を行います。

質問はお手元の予定表の順序により行います。

最初に11番議員 宇田川 亮君の質問を許可します。

○11番 宇田川 亮君

通告に従いまして、大きく2つの項目について質問いたします。

今回は議員改選後初めての一般質問ですから、特に町民要求の強い「ゴミ袋料金の引き下げ」について最初に質問いたします。

この問題は町長も耳にタコが出来るくらい、聞き飽きていると思いますが、今度の選挙でも大変多くの町民の方々から、ゴミ袋はあまりにも高すぎる、料金を引き下げて欲しいという要望を頂いています。町長も高すぎるという認識をお持ちでしょうが、引き下げについての考えはないのかお尋ねします。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

ゴミ袋料金の引き下げという質問でございますが、町指定のゴミ袋の販売収入は、指定ゴミ袋の制作費やじん芥の収集運搬委託料、じん芥処理施設組合の運営負担金等の経費に充てられています。

ゴミ処理の経費について申し上げますと、鞍手町の平成22年度のゴミの処理に要した経費は、指定ゴミ袋の制作費やじん芥の収集運搬委託料、じん芥処理施設組合の運営負担金等でありまして3億1210万円を支出しています。

これに対してゴミ袋の販売収入は5850万円となっており、1世帯当たり換算しますと、月平均642円となっています。これは支出の約18.7%に過ぎず、残る81.3%の2億5367万円は町の一般財源から負担しています。このことから分かりますように、一般財源からの支出が大きく、現在の町財政を考えますと指定ゴミ袋の現行の価格を下げることは大変困難な状況でございます。

各家庭においてゴミの減量化や、リサイクルの進展に取り組んで頂きたいと思います。ただ付け添えておきますが、ゴミ袋の販売料金は1市2町で統一した価格ということに相成っていますので、この辺は鞍手町だけ下げるといふことはいかななものかと思っています。

以上です。

○議長 川野 高實君

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

1つはゴミ袋の料金自体の設定はどのように思っておられるのか。県下でも二番目に高いのです。大で1袋84円、先程原価のことも触れられましたが、原価も入札で大幅に引き下げて、この間お尋ねしたら1枚作るのに6円ちょっとではなかったかですか。それを収集運搬、処理、原価合わせて3億1千万円掛かると言われましたが、実際ゴミの収集運搬処理は法律でどのように定められているのか教えてください。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

法律でどのように定められているということについては、私は法律がどのようになっているのか分かりませんが、今言われていますゴミの収集等については、1市2町で協定を結び、こういう形で行きましょうということです。そうは言いながら宮若、小竹、鞍手は運営方法については若干の違いがありますが、今からすることについてはなるべく1市2町が歩調を合わせてするということは、機会ある毎に組合に申し入れを行っているということでございます。以上です。

○議長 川野 高實君

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

ゴミの収集運搬は自治体が税金でやらないといけないのです。そのようになっていると思いますよ。販売手数料を取って5800万円収入がありますが、これで全て賄えという話にはならないでしょう。後は近隣の市町村のゴミ袋料金は、住民の負担状況はどうなっているのかを見た場合、鞍手町はあまりにも高すぎるという声が町民の皆さんの総意であると思えます。

そういう意味から、町長が84円という設定自体、今の状況は1市2町で統一してやっているという状況ですが、それは崩していかないといけないと思えます。

宮若市でも審議会があって、引き下げなさいという答申まで出ているのです。市長もやりまうと言ったものの、まだ出来ていない状況ですが、ここは話し合い等も含めてやって行かないといけない。但し町長自身が84円というゴミ袋料金の設定をどう思っているのか、町民があまりにも高いと言っているのに、これをただ出来ませんと言うのか、それともここは引き下げるよう努力するという姿勢になるのか、ここが問題だと思いますので、もう一度答弁をお願いします。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

宮若の関係については、10円下げなさいという具申があったことに対して、市長は引き

下げをしないという回答を貰っているという報告を受けています。町としてどう思っているのかということですが、この問題は宇田川議員さんもずっと一貫してゴミ袋問題について質問されて来ている経緯があります。

私も県下、日本でも安い方ではなく、高いということの認識にたっていますが、いまからRDFの問題等々の問題が起こってくる。ただ全体的に見た場合、全体の負担は小さくしながら、若干町民の皆さんにそういう面でご迷惑を掛けるところがあるかと思いますが、この料金を据え置くということでご理解をして頂きたいということです。以上です。

○議長 川野 高實君

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

高すぎるという認識は町長も持っているということですが、販売収入が5850万円、町の負担が81.3%になります。それではこの割合がどのようになればいいのか、この割合自体をどのように考えていますか、その考え方を教えてください。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

割合はどうなっているかということですが、ゴミ袋料金のパーセントが18.7が下がれば下がるほど利用者、1世帯当たりのゴミ袋料金は下がって来るとい形になるかと思いますが、ただ一部事務組合の中で一つの値段、一袋84円と決めた価格を全体的で評議しながら行くと相成っていますから、その辺はご理解の程お願いします。

今から近い将来RDFの問題も出て来るとは思いますが、そういう状況の中で、こういう問題も取り組んで行きたいと思っております。以上です。

○議長 川野 高實君

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

適正な割合というのはないと思います。町民は値段がどうなのかということ。鞍手町は何でこんなに高いのかという声は、どこに行っても聞かれます。

私も一般質問を前に出していた時に何回かさせて頂きましたが、一部事務組合で統一してゴミ袋の料金を決めているわけではないのです。そこは処理することだけです。後は収集、運搬、ゴミ袋料金の設定というのは、建前は各自治体で決めるようになっているのです。だけど一部事務組合で1市2町が1つだから統一して合わせましょうということになっていると思います。

私は町長会だとか、課長会もあっていると思いますが、そこの担当者のところでも、どの自治体でも1袋84円というのは高すぎるという声がたくさん出ているのです。その声に応えるためにも是非話し合い、協議をして頂きたいと思っておりますがどうでしょうか。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

話し合いはして行っています。その中で鞍手町、宮若、小竹とその辺の収集料金は若干ニュアンスが違いますから、少なくとも共通出来ることは、今からの将来に向かって全て1市2町が協同で共通の立場に立って料金を設定して行こうではないかと。私もかねがね言っていますので、今のところは1市2町の話し合いを守っていかないと、鞍手町だけ下げれば、町の持ち出しも大きくなる場所もあります。ただ持ち出しが大きくなって云々と、私はそれに固執しているわけではないが、3億1200万円のお金を持ち出して、1世帯当たり平均にしようとしていることだけのご理解はして頂きたいと思っています。

ただ84円に対して収集料金がどうかということは、いろいろな問題も起こっていますが、一旦条例で決まっていることを云々ということは、その辺の事業経営と難しい問題もかなり含んでいるかという感じは受けていますが、なるべく安くするのはゴミを出すのを押さえるということが一番ではないかと思っています。以上です。

○議長 川野 高實君

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

1市2町でゴミ袋料金を統一するというが良いと思います。下げた段階で統一すればいいではないですか。そのために町長にイニシアチブを発揮して頂きたいのです。鞍手町の町民の皆さんだけが高いと思っているわけではなく宮若市、小竹町も高すぎるというふうに思っているわけです。県下で二番目に高い84円という料金は下げる方向で是非話し合いを頂きたい、そこで統一して頂きたいと思います。

先程から収集だとか町の負担が大きいと言われていますが、ゴミの固形燃料化RDF方式での処理、これは大牟田の発電所への搬入量も不足している状況です。ゴミの固形燃料を増やさないといけないのです。発電所に燃料を沢山持って来てくれと、そうしないと採算が合いませんという話ですから、ゴミの固形燃料を増やさないといけない。そのためにどうするかと言えばゴミ自体を増やさないといけないのです。そうしたらゴミの収集、運搬、処理も増えてきます。まさにゴミの減量化と逆行するのです。ゴミを減量化すれば負担も少なくなると言われてはいますが、今の処理の方法から考えれば、RDF方式はまさに逆行する政策です。このこと自体がゴミ袋料金引き下げの妨げになっているのではないのでしょうか。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

ゴミを減量化すれば、大牟田に持って行く料金が嵩む、こちらが良ければ、こちらが悪いと、永遠のテーマになっているわけです。ただ状況として今熊本の方から2町村増えまして、かつがつゴミは集まっていると。

一番の原因は分別収集し出したということもありますから、県下、熊本の一部事務組合、

そういうところがゴミの減量化に努力しているという結果が出ているという状況であります。鞍手町はどうなるかということになりますと、結局料金は過去に2回上げているので、それは住民感情として許しませんという状況の中で、減量化しながら値上げをしないような、2市外2町の一部事務組合については、ここをしっかりと根底に基本ベースを置いて値上げしないという努力をして、今後進めて行きたいというのが組合長会議の結論でございます。

裏付けについてはいろいろありますが、RDFについては30年問題等々を行政報告もしなければいけない予定になっています。ゴミ袋の料金と一部事務組合の経営のやり方も、ある程度バランスを取っていかないといけないというのは事実でございますので、そういうことをご理解して頂きまして、減量すれば大牟田の方は品薄で上がるという現象が当然起こって来るといふ予想はされますが、1市2町においてそれによって収集料金を上げることをないように努力するという事は、組合長会議では意思を決定して、向かって努力するという事でございます。よろしくお願いいたします。

○議長 川野 高實君

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

まさに矛盾した政策を取っているとと言われていました。こちらを立てればこちらが立たずというような、それ自体が正にRDF方式処理方法です。これをまず進めたのは国と県です。県は、口は出すが金は出さないというような契約になっています。先程町長が言われた30年問題、おそらく結果はこのまま続けて行きましょうという形になるのだらうと思いますが、しかしこれで本格的にゴミの減量化をしようということで、抜本的な政策を打ち出すことは出来ないのです、この方式を取っている限りは。そうすればゴミ袋の大幅な引き下げということは、このままでは出来ないと思います。

今の84円というゴミ袋料金を上げないために何とか努力しますということで、町長会等では決まったのですが、これを下げるには今の方式では絶対無理です。明らかに矛盾していますから。

私は3月のじん芥組合議会でまたもの申しました。新しく組合長も替わりましたが、町長は他の公務でおられなかったのですが、この矛盾した政策をどう考えるのか。これを改善しないとゴミの減量化に、本格的に足を踏み出すことは出来ないと言いました。

明確な答弁は返って来ませんでした。この方式を続ける限りは絶対無理です。私はこの方式は抜本的に変えていくべきです。そのためにいろいろな方策はあると思います。

例えば北九州市でもゴミが足りない、その考える期間に北九州に一度お願いするとか、飯塚市も余っているということもありますから、そういうことも含めて、法律では自治体で出たゴミは自治体で処理しなさいという法律はありますが、そこに向けて一歩足を踏み出して行かないと、本格的なゴミの減量化、ゴミ袋の引き下げということにはならないと思います。私はじん芥組合に出られませんので、是非このことを町長会、課長会等で是非話して頂きたいと思います。

次に移ります。

原発からの撤退についてお尋ねします。東日本大震災での福島原発事故から3ヶ月が経とうとしています。この災害は新たに計画的避難区域が指定され、校庭の土壌も放射能に汚染されるなど、今尚拡大し続けています。

原子力災害から住民の命と生活を守る特別な措置が緊急に求められていると思います。この原子力政策ですが、歴代政府が日本の原発では重大事故は起こらないとする安全神話にしがみつき、安全対策を取ってこなかったことが、どういう深刻な結果をもたらすかが今度の福島原発事故で明らかになったと思います。

そこで町長にお尋ねしますが、原発の危険性と安全神話の崩壊について、どういう認識をもっておられるのか教えて下さい。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

今宇田川議員も言われましたように、原子力発電については、基本的に100%という前提には立っていません。そういう中で世界中が日本の原発が一番安全という認識の下に、日本の原発について非常に関心を持たれた。しかしそこで想定外という事故が起こって、こういう結果になったということについては、今からのエネルギーについては、特に電力については抜本的に見直しをしないといけない。

菅総理はG8でも2千万世帯の太陽光発電といろいろ言われていますが、非常に今からの問題。ただ言えることは、今の開発を即休止した場合は、福岡県に於ける産業界に与える影響は大きいと。そういう中で私は今から原発という観念を捨てて、今からはエコ産業に入っていくべきではないかと思います。

先般も町長会議がありまして、県の幹部の方もお見えになっていました。その中でそういう意見を言って帰って来たところです。県知事もこの問題については、エコ産業は前向きに取り組んでいかないといけないと。私もそのように思っています。

即というわけにはいきませんので、今から福岡県は福岡県の電力事情等々を勘案して、何が一番良いかということ踏まえながらやって行かないといけないと思っています。

以上です。

○議長 川野 高實君

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

世界の中で日本が一番安全というのが完全な安全神話というか、原子炉の中に放射性物質が閉じ込まれているのですが、これを永遠に閉じ込めておくことは出来ないし、そういう技術はないのです。

今度の福島原発で想定外と言われていましたが、想定内ですよ。あれは想定しておかないといけない筈のことですが、原発は安全だという神話からそういう対策を取ってこなかった

ことが問題なのです。放射性物質が今度のように漏れ出したら空間を使ってどこまでも広がって行くわけです。そこは何十年も住めない状況ですよ。

科学的にも絶対安全に閉じ込めておける技術もまだ開発されていない。そういう状況の中で原発を日本はどんどん造り続けて来たわけです。

町長もこれ以上はということで、今後はエネルギー政策の転換をとということも言われましたが、まだ原発の技術が未完成であるにも関わらず進められて来たという認識を持って頂きたいというふうに思います。

佐賀にある玄海原発のことですが、ここも福島原発と同じ猛毒のプルトニウムを使ったプルサーマル発電が行われています。玄海原発から鞍手町まで80数キロしか離れていないのです。

今度のような一度放射性物質が漏れ出すというような事故が起これば、この鞍手町全体の存続も危ぶまれる。そういう状況だと思いますが、その影響についての認識をお尋ねします。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

今正しく言われたとおりでございます。鞍手町と玄海原発は直線距離で約83キロであります。日本上空には1年中偏西風が吹いています。晩秋にかけて、冬は季節風というのが常に上空を吹いているという状況でございます。

中国のゴビ砂漠から黄砂が春から来ています。大体峠を越したと思いますが、中国から予報が出て2日目には鞍手町上空に黄砂が来て、視界が5キロから10キロになるわけです。

原発のセシウムは言うなら粒子ですから、影響は福岡県が一番悪いところにあるから、返って長崎辺りの方が条件的にそういう面ではいいかなと思います。対岸の火事と思わなく、常に原発の佐賀、唐津がやられたら、福岡県もやられるという中で、今から施策に取り組んで行かなくてはいけないと思っています。この辺になると県等、産業も大事でございます。そういう影響のないように、とりあえずは化石燃料で発電所を起こすということも言われていましたが、化石燃料は温暖化の25%下げること逆行すると。

私はエコ産業に中長期に立って原発問題は解決しなければいけない。出来るところから、小さい太陽光発電辺りは各家庭でも出来るわけです。それにしましよとすると、町は幾らといっても、ランニングコストも高いのです。気持ちの中では国、県等の支援を得ながら進めて行かないといけない。確かに唐津がやられたら福岡県はやられるという認識に立っておかないといけないし、今は定期検査が終わって早く立ち上げると。地元の唐津の方はやれという議会の意見が出来ているということが新聞にも出ていましたが、この辺の関係市町村は慎重にして、将来展望を開きながらやっていかないといけないと思っています。以上です。

○議長 川野 高實君

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

町長も原発の危険性については認識をされていると思いますが、産業に大打撃を与えると、それはそうでしょう。ですが原発から撤退を決めて、今直ぐ0にしないとということではなく、ドイツも期限を切って最終的に0にしようということで、今自然再生エネルギーを使って、その割合を高めて行っているところなのです。

日本は、ここに資料がありますが、地震観測地域でプレートがユーラシアプレート、太平洋プレート、フィリピン海プレートとあるのですが、このプレートが重なり合っているところに原発が浜岡だとか色々なところにあるのです。特定の地震観測地域、強化地域というところにも原発があるのです。

玄海はその中に入っていないのですが、地震と津波のよく起こる日本です。この日本で原発自体を造り続けるというのが、いかに危険なことかということは、是非町長も認識をし直して頂いて、このことは計画的に撤退して行く、その上で自然再生エネルギー、先程も太陽光も言われましたが、風力等いろいろありますが、そういうことも含めて、後はエコですよ。町長も言われましたが、どれだけ使う分を減らすかということです。

このことを是非、国等の関係機関、九電も含めて是非も求めていって頂きたい、原発から撤退を決めて計画的にやって行くということで進んで行かないと、1回でも放射性物質が漏れれば福岡県は全滅ですよ。日本で住むところはありません。

このことは是非強力に国と関係機関に求めて行って頂きたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

質問される宇田川議員の意見と全く同感です。それに付け加えて鞍手町のみならず福岡県、県民、国民上げて大きな行動を起こしていかなければいけない。そのために鞍手町議会等に請願、陳情等を出して頂いて、そして輪を広げて、私達もそれに入って頑張っていきたいと思っています。よろしく願いいたします。

○議長 川野 高實君

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

最後にエネルギー政策、これは国がエネルギー政策を変えていかないといけない。しかし本町も、先程から町長がエコと言われましたが、本町のエネルギー政策も考えて行かないといけない。

昨年でしたか、女性ネットを大木町の方へ視察に行かせてもらいました。ここはゴミ0です。それを何に変えるかと、ガス等でゴミを0にしてエネルギーに変えて行くという政策を持ってやっているのです。

鞍手町もリサイクルと言いながら、固形燃料化で発電しているということですが、正にゴミも0にして、エネルギーも作って行くというような政策を打ち出して行かないといけないと

私は思います。そうすれば先程のゴミ袋の関係も出て来ますが、そういった生活のしやすい、みんなが意識を持ってゴミを減らし、エネルギーも増やし、エコの町づくりが出来るというふうに考えるのです。

もう1つは、エネルギー政策でいえば、菅首相は一時期1000万個太陽光のパネルが云々ということも言われていましたが、国がどのような対策を取るか、それをいち早く察知して町民に良い対策があれば直ぐに知らせて行くと。そして公共施設も是非、今から小学校の統廃合も含めた話し合いも持たれて行きますが、そういった時に校舎はどうするのかという話も出て来ると思います。公共施設も雨漏りがしたり、耐震化のこともしていますが、そういう時に太陽光を付けて行くということも、是非考えて行って頂きたい。鞍手町でのエネルギー政策も是非考えて頂きたいと思いますがどうでしょうか。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

いわゆるエコの関係で太陽光ということですが、これは部分的であります、色々なところで、エネルギーを交換するということを審議しています。

いい例は福祉センターも釜が傷んでいる、エコに変えたらどうかという研究もしています。1つは、太陽光、風力、潮の干満差というのが一番身近なところであるかと思えます。鞍手町の地理的条件を見る時に、非常に太陽光が一番安全、安心ではなかろうかと、これにはランニングコストが相当掛かるということですが、それはそれとして、是非それはやってみて行かないといけないということです。

それとLEDの消費の関係も取り組んで、電気施設も変える時は消費電力の少ないものを持っていかないといけない。今から総合的にやってみていかないとと思っています。もう一つは県等の情報等も頂きながら、個人的には情報が色々入って来ていますが、どうして行くかというのは、そういう問題がかかった場合は、相談しながら目的に向かって、自然エネルギー、エコ産業には取り組んで行きたいと思っています。よろしく願いいたします。

○議長 川野 高實君

以上で宇田川 亮君の質問を終了します。

次に1番議員 熊井 照明君の質問を許可します。

○1番 熊井 照明君

通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

初めは定住人口の促進についてであります。

かつて3万人あった人口が、炭坑の閉山等で毎年人口が減少し、また近年の出生率の低下や転出等に伴いまして、鞍手町の人口は平成22年9月末で1万7703人、平成23年3月末で1万7608人となっています。半年で95人の減、毎年200人近くの人口が減少しています。5年で千人以上減少することになります。

国立社会保障人口問題研究所の将来人口予想では、今から24年後の平成47年には1万

1538人と予測をされています。現在鞍手町では第5次行財政改革におきまして、新築の住宅用家屋に課税されます固定資産税相当額を定住奨励金として交付するという事で、定住支援を行うこととされています。この分については平成24年度から実施することとされていまして、第4次鞍手町総合計画の後期基本計画におきましても人口の増加を図るため、定住支援策を実施し、活力のある町づくりを目指しますと明記しています。

空き家の全国的な状況ですが、総務省の統計局の平成20年住宅土地統計調査でも総住宅数に占める空き家の割合は13.1%を占め、5年前の平成15年に比べ0.9ポイント上昇したとの結果も出ています。

そこで全国的にも有効な施策の一つとして、空き家情報登録制度、空き家バンクの創設があります。空き家を放置すると火災や倒壊等、防犯防災等に悪影響を及ぼし兼ねないと考えています。空き家は個人の財産であり、行政が関わることについては難しい面もあるとは思いますが、隣の宮若市では人口定住化を図って行くため、定住奨励金とは別に家主からの情報提供を受けまして、市内の賃貸売却に適した空き家等の情報を、空き家情報バンクとしてホームページに掲載し、定住人口の促進を図っています。

本町におきましても、地域に眠る資産の有効活用を図り、地域活性化に繋がれば良いと考えています。そこでホームページを活用して空き家情報を紹介することにつきまして、町長の考えをお聞かせ下さい。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

定住促進事業の一貫として空き家情報の提供というご提案だと思います。質問議員が申されますように、まず多くの人に情報を提供することは重要なことであると思っております。

また町のホームページを活用しながら、情報を提供することは有効な手段の一つと考えますが、近隣の自治体では宮若市がホームページに掲載をしています。しかしながら町内外の不動産業者への影響や、空き家所有者の個人の取り扱い等、慎重に判断しなければなりませんので、今後の検討課題とさせていただきます。以上です。

○議長 川野 高實君

熊井 照明君。

○1番 熊井 照明君

この空き家制度については所有者からの申請制度に基づいて情報を提供するというものがありますので、町が勝手に空き家を調べて、それをホームページに掲載するというものではありません。

空き家バンク制度、鞍手町に住んでいた人が遠方に行かれ、年を取って鞍手町に戻って来たいといった時に、町のホームページに掲載すれば24時間見ることが出来ます。そういうことからホームページに掲載することは有効な定住人口促進の施策の一つだと考えています。

次に二番目の、鞍手町の財政状況についてです。

財政力指数、実質債務残高比率、実質的将来財政負担額比率、経常収支比率、この平成20年度と21年度の数字をお知らせ下さい。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

財政状況の数値の比較というご質問でございます。詳細については担当課長より説明をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

○議長 川野 高實君

三戸企画財政課長。

○企画財政課長 三戸 公則君

ご質問にお答えいたします。

まず1つ目の財政力指数は、平成20年度は0.465、平成21年度は0.476です。平成20年度に対しまして0.011ポイント増となっています。

2つ目の実質債務残高比率は、平成20年度は158.1%、平成21年度は150.8%です。平成20年度に対し7.3ポイント減となっております。

3つ目の実質的将来財政負担額比率は、平成20年度51.1%、平成21年度は47.1%です。平成20年度に対し4ポイント減となっています。

最後に4つ目の経常収支比率は、平成20年度96.9%、平成21年度93.4%です。平成20年度に対し3.5ポイント減となっています。以上です。

○議長 川野 高實君

熊井 照明君。

○1番 熊井 照明君

財政力指数は若干良くなったということですね。それと実質債務残高も下がっています。実質的将来財政負担額比率も下がっています。経常収支比率も下がっていますが、経常収支比率の適正といわれる70から80にはちょっと及ばないというところということで考えて良いということですか。

分かりました。今後の鞍手町の財政状況の見通しについてお願いします。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

今後の鞍手町の財政状況の見通しということでございます。

質問議員もご存じのように本町の財源の内訳は国からの地方交付税や、地方譲与税等の依存財源に頼っている部分が多く、その割合は6割以上と高い数値となっています。今後の見通しについては、3月に発生しました東日本大震災により、特別交付税については昨年より約10%減少することが見込まれています。

平成22年度の国勢調査によりまして、本町の人口が速報値で1109人減少したことによりまして、普通交付税も減少することが見込まれます。

更にリーマンショック以後、国内経済の情勢は依然低迷しています。自主財源の根幹である町税の増収を見込めない状況でございます。そういったことから鞍手町も財政状況は依然として厳しい状況にあり、今後も厳しい財政運営を行っていかねばならない状況にあります。以上です。

○議長 川野 高實君

熊井 照明君。

○1番 熊井 照明君

今後の財政状況は苦しいという回答であります。そこで、次の自主財源の確保についてです。

鞍手町では地方税法第6条に基づきまして、鞍手町工場等設置奨励による固定資産税の課税免除が行なわれています。

課税免除は行われていますが、法人町民税の不均一課税等はありません。現在鞍手町は標準税率を適用しています。均等割の制限税率は標準税率の1.2倍、法人税割の制限税率は14.7%と定められています。

平成23年度の税制改正法案、案ですがこれは成立していません。国と地方を合わせた法人実行税率を5%引き下げ、現在30である法人税率を25.5%へ、また中小法人に対する18%軽減税率も15%に下げるといふうにしています。その減収分を調整するために道府県たばこ税の一部を市町村たばこ税に委譲することとしています。税収が減収するのは必至であります。

法人町民税につきまして、不均率、超過課税等、自主財源の確保を検討する余地があるのではないかと考えますが、町長の考えをお聞かせ下さい。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

町財政の財政が厳しい中、新たな自主財源の確保ということのご提案だと思います。まずは現行の税制度の中で適正な課税並びに確実な納税を推進し、更には税の公平性を確保するため、法令に基づく財産の差し押さえ、公売といった滞納処分を積極的に行っているところでございますが、税収を向上させることがまず先決だと考えております。

そういう中で国が税率の30から25の引き下げ、その財源についてたばこ税云々と言われていますが、この辺につきまして国から正式に来ていませんので、その問題は其中で対処、対応して行きたいと思っています。財源確保のため企業誘致、住宅誘致を推進する施策を講じているところでございますが、企業によっては増税となる不均率課税制度を取り入れたらどうかということでございますが、今のところ不均率税制度を取り入れるということについては考えていません。今の企業誘致で企業さんには税の優遇措置を取るという方法で行

きたいと考えています。よろしく願いいたします。

○議長 川野 高實君

熊井 照明君。

○1番 熊井 照明君

不均率町民税は考えていないということです。今後の税収を見たときに、今後の不均率課税をするのか、税率改正をして若干上げるのかは検討課題だと私は思います。

税の収納率を上げることは当然のことです。平成22年度と21年度4月末現在を比較しても、全部の税率、徴収率は21年度と22年度を比較しましてもいい状態になっています。

個人町民税の滞納も、滞納分の徴収率は上がっています。差し押さえについても、広報にも載っていましたが、5月号広報、22年度滞納処分の状況ということで171件、換価額等2042万3419円ということで、これは税の収納の方も現在しっかり頑張っています。このことから法人町民税につきましても、今後の厳しい財産状況を見る中から考えても良いのではないだろうかとは考えています。

21年度と22年度の試算をしてみました。4号から不均率の超過課税ですが、21年度は標準税率を13%にした場合400万円程の増収になります。これを14.7にした場合には1400万円。22年度ですが、標準税率から法人税割を13%にした場合273万8千円、14.7にした場合は938万円ぐらいの税収増になります。税収増になった分を、私の考えとしては公共の福祉のために使って頂きたいと考えています。

以上で一般質問を終わります。

○議長 川野 高實君

以上で熊井 照明君の質問を終了します。

次に12番議員 岡崎 邦博君の質問を許可します。

○12番 岡崎 邦博君

通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

今回は町立病院に於ける緩和ケアの現状と今後についてお尋ねします。この問題については、最終的には人生の最後をどう閉じるかというちょっと重たいテーマにも繋がりますので、改選後の最初の一般質問としてはどうかと考えるところもありましたが、現在町立病院では経営形態についても検討委員会が立ち上げられて、今後の町立病院の在り方についても検討をされているところでもあります。また鞍手町の地域の中核病院という位置づけもありますので、何かのヒントになればということで質問をさせていただきます。

まず町立病院の現状はということで、そもそも緩和ケアというのは末期のガン患者さんとか、末期のエイズ患者さんについて、痛みを取ったり、その患者さん達のQOLを向上させるために取られる措置ではあります。

ここでは主にガン患者さんのことについてお尋ねしたいと思います。ご承知のようにガンは死亡原因の第1番でもありますし、年間33万人から34万人の方がガンで亡くなります。

比率的には死亡される方の3分の1近くがガンで亡くなるということです。統計上はそうなっています。

そういうように多くの方が最終的にガンで亡くなるのですが、医学の発達によりまして、早期にガンが見つければ、今では完全に治癒することも多くなって来ています。しかし進行ガンや末期のガンであれば残念ながら最終的には余命がいくらかというような場面に遭遇することもよくあります。

そういった場合、まずガンを告知された時に患者さん、または家族の方の心の痛み、または眠れなかつたりとか、色々な症状も出て来ます。治療を進めるに従って副作用があつたり、それも吐き気、食欲不振、痛み等の色々な症状が出て来ます。

そういった場合にそれをどうやって和らげて行くかということが、この緩和ケアということに繋がって行くのですが、町立病院としては患者さんに対して現状どのような措置を取られているかをまずお尋ねします。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

緩和ケアということについて質問があつていますが、緩和ということについて質問者から縷々説明をされました。この辺の説明については割愛させて頂きまして、詳しい事業内容、現状等については局長より答弁をさせますのでよろしくお願いいたします。

○議長 川野 高實君

中野町立病院事務局長。

○町立病院事務局長 中野 眞路君

お答えいたします。

町立病院ではガンによって生じる体の不調や心の問題に対処するため、緩和ケアに関する研修を受けた医師が平成20年6月より半年間の研修に参加し、資格を取得した日本看護協会認定の緩和ケア認定看護師を中心に、医師、看護師、薬剤師にて緩和ケアチームを組み、患者中心の医療に取り組んでおります。以上です。

○議長 川野 高實君

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

緩和ケアチームを組んでということですので、緩和ケアチームを組めば医療保険上も2500円か何か加算が出来るのかなと思います。加算が取れるチームになっているかどうかをお尋ねします。

○議長 川野 高實君

中野町立病院事務局長。

○町立病院事務局長 中野 眞路君

緩和ケアの診療加算ですが、1日につき400点ですから4000円頂けます。これの時

に当該加算を算定しますには、施設基準に適合しておかなければならず、その基準の主なものに人員の基準があります。

身体症状を担当する常勤医師、精神症状の緩和を担当する常勤医師、緩和ケアの経験を有する常勤看護師、緩和ケアの経験を有する薬剤師となっています。

尚、身体症状の緩和を担当する常勤医師と、精神症状の緩和を担当する常勤医師の場合の1名については専任でも構わないということになっていますので、現在町立病院では、緩和ケアは行っていますが、緩和ケア診療加算につきましては取れない状況でございます。以上です。

○議長 川野 高實君

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

加算については取れないということですが、取れるか、取れないかよりも中身の問題だろうと思っております。ガンの患者さんは精神的にも不安定になりがちですし、痛み、食欲不振というような症状も出て来ます。そういった症状に、いかに医師、看護師の方達を含めて病院として心のケア、または体のケアを施せるかどうかということだと思えます。

それは引いては町立病院の評価にも繋がって来ますし、新たな患者さんの獲得にも繋がって来ると思えます。加算が取れる、取れないは別にして、是非とも患者さんにとってどうあるか。それも終末期を迎える、そういった終末期に近づいている患者さんに対しての優しさを町立病院として十分考えて頂きたいと思えます。

2番目の緩和ケア病棟の取り組みですが、これについては最近少しずつ緩和ケア病棟が増えて来ているようです。

今年も八女の方で独立した緩和ケア病棟の病院が新聞の広告にも入っていました。医学の進歩によってかなりの確率で治癒はしてきていますが、残念ながら人生を閉じることになった場合に、最後まで積極的な治療を施すのか、又はあるところで残り少ない人生をどう充実して、どう有意義に暮らすか、過ごして行くかということも選択されて来る方達も増えて来ているというふうに思えます。

これは尊厳死ということにも繋がって来るかと思えますが、そういった場合にやはり環境を整えるということも大切なことだろうと思っております。

緩和ケア病棟については色々な基準がありますが、鞍手町の町立病院にとってはそういった緩和ケア病棟に取り組むお考えがあるかどうかをお尋ねしたいと思えます。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

緩和ケア病棟への取り組みについての質問でございます。

国の厳しい施設基準に適合しておかなければなりません。当院にとっても非常に厳しく、取り組みが難しいのが現状であります。具体的には局長より答弁をさせますのでよろしくお願

いたします。

○議長 川野 高實君

中野病院事務局長。

○町立病院事務局長 中野 眞路君

お答えいたします。緩和ケア病棟は先程も述べましたように、主として体や精神的な苦痛の緩和を必要とし、精神的な治療を行わないガン患者及びH I Vの患者を入院させ、ケアを行うと共に、外来や在宅の円滑な移行を支援する病棟であります。

現在町立病院は一般病床122床、回復期病床40床、療養型病床60床で運営を行っており、回復期病床や療養型病床の病床稼働率は約90%で推移しています。緩和ケア病棟という名称からもお分かりになりますように、一般病棟の中で独立した病棟であること。7対1以上の看護要員基準であること。緩和ケアに関する研修を受けた医師が配置されていること。病室の面積が患者1人当たり8平方メートル以上であること。病棟内に患者家族の控え室や患者専用の台所等があること等から、現在の施設環境からいたしますと厳しい状態であり、議員さんの言われることは十分認識していますが、今の経営状態や施設環境を考えますと、取り組みが難しいのが現状でございます。以上です。

○議長 川野 高實君

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

近隣の中で緩和ケア病棟があるのを調べてみますと、北九州市立医療センターとかがあるのですが、そこは640床ぐらいある病院で、緩和ケア病棟は20床ぐらいです。医師が2名いたのですが、先日インターネットで調べて見ますと1名しかいないとか、なかなか稼働率も上がらないとか、今局長が言われたような難しい問題を抱えているようです。

私自身が思うのは、いろいろな方と話をしている中で、最終的には鞍手町で人生を閉じたという方達も数多くいらっしゃるわけです。最終末になった時に自分の人生が良かったかどうかは、間際になって良かったと思えた時が本当に良かった人生じゃないかなと思います。人生を閉じる環境として、在宅、自宅で亡くなりたいという話も聞きますが、一方でいろいろな管が付いたりして、身動きが取れないような、また家族とも会話は勿論、手も繋げないような、また家族からすれば抱き締めてやりたいような場合でも出来ないとか、色々な現実があるわけです。

そういった中で緩和ケア病棟というのは本当に残り少ない、そこ1ヶ月間または1~2週間の間、人生の最終末を迎えるに当たって、家族とともに、また自分の人生を振り返りながら終わることが出来る病棟、病室であろうと思っています。

中々設置基準等がありまして、難しいというのは承知をしています。町立病院の中では鞍寿の里の3階の療養型病床のところは、その基準に合致するのかなと思いますが、あそこは60床ありまして、それを全て緩和ケア病棟というふうなことになるれば、町立病院の経営そのものも立ち行かないような状況にもなると思います。

一般病棟を改築するとなれば、そこに色々なコストも掛かり、なかなか難しい状況かなと思いますが、最終的には局長が言われるように難しいということだろうと、私も残念ながら思います。

最初にも言いましたように、いかに患者さんの最後の生活の質を上げられるかといった取り組みは基準に合う、合わないは別にして、私は取り組めるのではないかなと思います。それはお医者さんや看護師さん達の患者さんに対する思いやり、接する言葉といったことにも繋がるだろうと思いますし、そういった基準とは別の意味での緩和ケアに対する認識をもう一度新たにして頂き、深めて頂いて今後の診療、または治療その他に当たって頂ければというふうに思います。

先程言いましたように、経営形態の検討委員会の中で、少しご議論をして頂ければありがたいと思っていますので、これを要望として今回の一般質問を終わらせて頂きます。

○議長 川野 高實君

以上で岡崎 邦博君の質問を終了します。

次に3番議員 星 正彦君の質問を許可します。

○3番 星 正彦君

通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

質問事項は柴田町政2期目、1年を振り返ってという内容であります。

久しく一般質問をいたしていませんので若干緊張いたしていますが、お手柔らかによろしくお願ひいたします。

まず町長にお尋ねします。町長は2期目の町政運営に当たって、昨年の6月議会で5つの安心を柱として、全力で町政運営に当たって行きたいという決意を表明されています。

1点目は、安心出来る子育てと教育の振興。2点目は、安心出来る企業誘致と地場産業の育成。3点目は、安心出来る福祉の充実、男女共同参画社会の推進。4点目は、安心出来る地域環境やインフラの整備。5点目は、安心出来る行財政運営の確立。この5点を上げていきます。

町長、安心、安全という普遍的なテーマだと思いますが、あの東日本の大震災を通して、根本的に問い返さなければならない時期を向かえているのではないかと思います。町長が言う安心して暮らせる町づくり、根本的、基本的な理念というのは何なのか、町長のお考えを述べて頂きたいと思います。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

厳しい2期目の1年を振り返ってということでございます。

厳しい財政状況の中、少子高齢化等の問題に対応しながら、安心して暮らせる町づくりを進めて行くためには自助、共助、公助の在り方を住民と地域と行政が共に考え実行すべき時代を向かえていると考えています。そしてお互いに力を合わせ、知恵を出し合い、協働と互助

を基本姿勢に、将来に繋がる充実した町づくりを推進して行くために、目指すところは5つの安心であります。このことを理念としまして、具体的な施策については、第4次鞍手町総合計画後期基本計画や第5次鞍手町行財政改革プランに掲げた項目への取り組みを選択と集中により推進してまいるところでございます。以上です。

○議長 川野 高實君

星 正彦君。

○3番 星 正彦君

これから具体的な問題について幾つか質問をさせて頂きたいと思います。

確かに今言われましたように町民の皆様と力を合わせ、知恵を出し合い、共働と互助を基本理念として将来に繋がる自立した町づくりに全力を傾注して行くと、これが理念だと言われました。私もそのことに異論を唱えるわけではありません。そうでなければならないと思っています。

私は安心、安全な町づくり、その根本的な理念、目標というのは少なくとも、国で言われていますように民政の安定と国土の保全といわれています。突き詰めて行けば町民の皆さんの命と暮らしを守る。そして町民の財産を守るということに集約されると思います。こういう目標に向かって安心、安全な町づくりを推進していくということだろうと思っています。

そこで具体的な問題として、町長が3点目に安心出来る福祉の充実ということを上げておられます。昨今高齢化社会が進む中であって、各自治体においても福祉の充実と医療の確固たる基盤整備が必要だといわれています。先程の一般質問もそういうことを踏まえた質問だったと思います。

そこでその一翼を担っているのが消防、救急体制だと思っています。ところが平成25年4月1日より、当町に於ける消防の出動体制が先行出動方式に変更を余儀なくされるという状況について、これは今まで16名であったものが10名体制になるわけです。常時出動出来るのは3名だということで、乗り換え方式になるわけです。これは当町の救命率というものが著しく低下し、町民の命に直結する大問題ではないかと思っています。

質問の中で25年問題と言っているのは、平成25年4月1日より当町に於ける消防の出動体制が大きく変わるわけです。その中で町民の命と直結する問題ですから、救急体制というものが崩壊するわけです。

特に鞍手インターが供用開始になりました。鞍手出張所は下りは若宮インター、上りは八幡インターまで高速道路内で事故が起きた場合は、それも見なければならないということになってきます。従って大事な問題ですので、25年からスタートする乗り換え方式について、再度町長の認識と対応についてお尋ねしたいと思います。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

25年問題についてということでございます。

今後の広域消防行政との関わりや、平成25年度から鞍手出張所の人員が削減されます。直鞍広域消防職員の削減計画に伴う私の認識と対応ということでございますが、この問題は直鞍広域消防の構成市町村の厳しい財政状況に伴う、聖域なき行財政改革として取り組まれました計画であります。

平成21年度から各年毎に実施され、本年度から小竹町、本町が平成25年度から実施されることはご承知のことと思います。この削減計画についてはあくまでも関係市町村で構成する直鞍広域圏の議会で決定された計画であります。この計画に沿って進めて行くというものでございますが、敢えて私の認識ということについても、この問題については、その当時の議員もお見えになっていました。意見をがくがくやりまして、結論はやって行くということでございます。

宮若等はやっていますが、高速道路の関係については供用開始で初めてでございますが、今からそういう問題、事故が起これば北九州、宮若の守備範囲と広がって、出費も嵩んでくると思います。若干そういうこともデータのようになっていくかというのは、実態が掴めていません。ただ言えることは、宮若等がやっています乗り換え方式になったからといって極端な不便や、こういうものがあつたよというのは、なる前からの競合する問題というのはデータ的には上がっていないかなど。広域圏消防のデータを見ますとそのようになっています。何れにしても乗り換え方式は進めて行かないと、持ち出し、負担金等々の問題は、広域圏の方からそういうことが起こって、これは直方消防広域事務組合が取り上げて検討したという経緯があります。そういう中で町としても、それに対応するために機動力を付けるために消防車の更新、防災無線等々色々な面で今から取り組んで行く。

消防車は2台、本町に小型車が入っていますが、そういう問題も含めてやっていかないといけない。今から広域消防に対する機動力を進めるためには、今年から来年に掛けて相当の出資がいると思っています。以上です。

○議長 川野 高實君

星 正彦君。

○3番 星 正彦君

確かに町長が回答されましたように、この問題については平成20年5月12日の直方鞍手広域市町村圏事務組合会議の中で協議されて決定されたと。ここに議事録も持っています。鞍手町からこの組合議会に出ていた議員からかなり厳しい質問も、この議事録を見る中ではあっています。

しかし後ほど具体的な問題について、更に実態を明らかにして頂きながら質問させて頂きたいと思います。私は確かに町の広報の中にも、聖域なき行財政改革、消防本部の組織を見直しますという町の広報も持っています。しかし町長が言われる安心出来る福祉、福祉を充実させなければならないという視点から、この鞍手出張所の25年問題を捉えた時に、私は当町にとって大変深刻な問題であるのではないかと考えています。

聖域なき行財政改革ということで行財政改革を進めていかなければならない。一方では後

ほど事実を通して町長にご回答頂きたいと思いますが、一方では直接命に関わる問題、様々な疑問も含めて出て来ています。そういうことを考えて見ますと、5月17日に昭和通りで火災がありました。火災から町民の命と財産を守る。救急救命出動というのは町民の命を守るからこそが安心出来る福祉の町づくりの原点でなければならないと思います。安心出来る福祉、町民が安心して暮らせる鞍手町の原点は、そういうことではないかと思ひます。

この聖域なき行財政改革、消防本部の組織を見直す。町民の命と財産を守るという、その一翼を担う消防行政については、逆に聖域扱いをしていいのではないかと思ひます。聖域なき行財政改革ということよりも、直接町民に直結する問題に関しては聖域扱いをすべきだと私は思ひます。だから是非努力をして頂きたいと思ひます。

この問題も先程町長が言われたように16人が10人になるわけですから、あらゆることを想定してシミュレーションをされていると思ひます。しかし東日本の大震災ではありませんが、想定外のことが起きるわけです。逆に今は想定外のことを想定しなければならない時期ではないかと思ひます。そういう危機管理を含めて強いものが求められているというふうに思ひますが、町長はいかがでしょう。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

今いよいよ25年問題については、決められたことはやる。その中でどうしたら何が問題か。過去の宮若、福岡県のいろいろなデータを見る限り、0ではないが乗り換え方式前と、支障問題は変わっていないという1つの事実があるとすると、0にするのが本来の目的であります。それはそれなりにして、その中で地域の消防設備の機動力等、いろいろな問題を今から片づけて行きます。これについては総合計画の中でも研究をされています。

もう1つは東日本大震災についても、鞍手町は3月議会で17年に県の防災計画を立てなさいという指導がありましたが、こういう想定外の事故が起こるという前提での防災組織ではありませんでした。鞍手町は独自に、鞍手町がどうしたら、どういう状況でどうなったら最小限度の事故に収めるかということも研究しながら、一番近い将来では、区長さん方に集まって頂いて、今出来ることは何か。想定外は何かということも研究しながら、厳密な計画の下に防災計画を立てて、鞍手町の皆さんの安心、安全な町づくりにしたいと思ひているところでございます。以上です。

○議長 川野 高實君

星 正彦君。

○3番 星 正彦君

色々な角度から努力はされていると私も思ひます。但し今想定外のことを想定しなければならないという危機管理というものが非常に問われているわけです。私どもも含めてしっかり物差しを持って対応して行かなければならないと思ひています。

町長、鞍手出張所の救急出動、或いはそれに伴う2次の出動件数についての実態は把握さ

れていますか。分からなければ、担当でも構いませんのでよろしくお願いいたします。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

担当課長より説明をさせますので、よろしくお願いいたします。

○議長 川野 高實君

企画財政課長。

○企画財政課長 三戸 公則君

お答えいたします。

今のご質問ですが、今持ち合わせている資料は平成22年度に県が作成した消防年報に於ける直轄広域市町村圏事務組合の消防本部が纏めた数字でございます。

出火件数については22件、その内建物は17件となっています。救急出動については2615件の出動件数となっています。

鞍手出張所についての資料は現状持ち合わせていません。以上です。

○議長 川野 高實君

星 正彦君。

○3番 星 正彦君

これはこういう質問を出しますと親切に言っておけば良かったのですが、申し訳ございません。

今言われた2千何件というのは全体の件数ですね。鞍手出張所で総件数は何件というものはデータとして、ここまで聖域なき行財政改革、消防本部の組織を見直すと豪語されていますから、少なくとも今鞍手出張所でどのくらいの件数が、毎年救急出動しているのかということについては、少なくとも把握をしておいて頂きたいと思います。

そこで平成19年には総件数789件、別に宮田の救急隊、小竹の救急隊、若宮の救急隊から19年だけでも55件という数字になっています。大体そういう数字で出動件数が動いています。問題なのは、その中でPA出動が毎年増えて来ています。平成22年度は件数が708件、宮田の救急隊、若宮の救急隊からの出動が29件。大体そういう数字で動いています。

問題は非常に件数が多くなって来ています。PA出動が19年は75件、20年は72件、21年は107件、22年度のデータは取っていませんが、PA出動がどんどん多くなっていきます。

私も質問をしようと勉強をさせて頂きましたが、PA出動というのは火災でもないのに消防車と救急車が同時に出動することがあります。これはPA出動、救急応援出動といって、救急隊だけではなく、搬送が困難なケースにおいて消防車を出動させ、救急活動を迅速且つ安全に行い、救命率の向上や搬送先の病院までの時間短縮を目指していますということらしいのです。つまりPA出動が多いというのは1分1秒を争うわけです。

例えば交通事故があって現場に行くと、車の中に綴じ込められて身動きが取れない、同時出動をすることによって、5人が動くわけですから、車から出して中には心臓マッサージもしなければならないという取り組みをして行くPA出動というのが年々多くなって来ているというのが、数字上明らかになっています。

これは非常に大きな問題ではないかと思います。25年の乗り換え方式になって来ますと、このPA出動が極めて困難な状況と、本部から来るのを10分近く待たないといけないので、困難な状況になってきます。第1に先程言いましたように、インターチェンジが出来て、下りが若宮インターまで、上りは北九州まで見なければならぬ。今までは5人体制、16人体制であれば良かったが、実際に乗り換え方式になりますから、例えばここで何か起きた時は本部から来るのを待たなくてはならないというようなことで、特にPA出動が極めて困難な状況になるということは火を見るより明らかです。

そこで生々しい話をさせて頂きたいと思います。先程も言いましたように、5月17日に昭和通りで火災があり1人亡くられています。私も知っていますが、その時にどうだったか。その状況を確認し調査をしました。丁度火災が発生した時に救急車は別の件で出動中だったのです。残された2人がタンク車を持って、延焼を防がないといけないということで消火活動をしたということを知りました。延焼しなくて1軒で収まりました。

今16人体制であるが故にタンク車と救急車が出動していても、残り2人おりますから火災が起きた時は、タンク車で消火活動に当たられます。25年から10人体制になって、常時3人しか出動出来ないわけですから、もしこれが後2年後の乗り換え方式になって来ますと、こういうことは出来ません。救急車が出動していて、その後火災の連絡があった時に対応出来ず本部から対応しなければならない。それも少なくとも鞍手まで来るのにシュミレーションされていますが、そういう深刻な問題が同時にあるわけですから、これは本当にゆゆしき問題ではないかと思います。

従って、確かに広域圏の組合議会の中で一定の結論は出されています。そのことは十分分かりますが、こういうことが現実的な問題として起きているわけです。実態としてあるわけです。これをただ単に行財政が厳しいから、お金が無いからということだけで済まされる問題かなと思って、私はそのことを強く思っていますし、是非そういうことで、これがいろいろな形で広域圏との関係の問題も含めて、いろいろと対応して頂かなければならないのですが、定数の見直しも含めて、英知を結集して積極的にいろいろな意味で、鞍手町の皆さんの、この町の福祉の充実を図る。この町に暮らしている町民の命と暮らしと財産を守るという立場に立たれるのであれば、これはもう一度再考をお願いしたいと思っています。

同時に、いろいろなやり方があると思います。例えば消防本部では再任用の問題も出ています。確かに経済的に問題も考えていかなければならないと思いますが、命とお金を天秤には掛けられませんから、そういう意味で定数の見直しの問題、或いは再任用の問題、どうか英知を結集して、積極的に取り組みを進めて頂きたいということを最後をお願いしておきたいと思っています。どうでしょうか。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

再任用については、ここ近年10数名の方が辞められ、そこで消防本部については再任用を、今から激変緩和という形で、支障のないようにやっていくという意見は聞いていますし、当然そうされるであろうと思っています。そのために人件費も予算に組んでおられるから、そこはいくのではないかと思います。

今から時代が多様化する中、高速も鞍手まで出来ました。どういう推移でPAと言われましたが、そういう関係もいろいろ問題が起こって来ると思いますが、そういう状況を勘案しながら、私は金が掛かっても命の方が大事です。命は金で買えませんから、そういうことは十分承知していますから、一応私の気持ちとして広域圏で一旦決まったことは縷々やっついていかなければいけない。しかしそこに問題が起こるとするなら、誰が考えても問題視して取り上げないといけないと思っていますところでございます。質問者の意見も十分尊重しながら、今後そういう状況を見て行きたいと考えています。以上です。

○議長 川野 高實君

星 正彦君。

○3番 星 正彦君

今の状況が刻々と変化して行く中で、激変緩和の措置として再任用の問題も含めて議論になっているという町長からのご回答です。最後のお願いですが、町民の命と暮らしを守るという立場で行政の在り方も含めて、前向きに頑張ってもらいたいということを最後にお願ひしまして、一般質問を終わります。

○議長 川野 高實君

以上で星 正彦君の質問を終了します。

ここでしばらく休憩します。

休憩 14時45分

再会 14時59分

○議長 川野 高實君

会議を再開します。

引き続き一般質問を行います。

2番議員 須山 由紀生君の質問を許可します。

○2番 須山 由紀生君

通告に従いまして質問をいたします。

まず1点はJA直鞍アグリ総合センターの悪臭について質問をいたします。

これは平成17年にJA直鞍アグリ総合センターが室木地区にできてから近隣住民の生活環境が著しく悪化し、大変迷惑をしているという相談が近隣住民の方から何度となくありました。今年だけで既に3度あっております。この問題に関しての本町としての見解をお聞かせ

ください。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

J A直鞍アグリ総合センターの悪臭についてということですが、本町ではJ A直鞍アグリ総合センターを運営している直鞍農業協同組合と平成17年4月に公害防止に関する基本協定が締結されております。平成17年8月頃から臭いとハエの問題で苦情があり、J A、地元行政と現地調査を行うことなど協議を重ねまして、第2次発酵槽の完全密閉化工事を施工することとなり、平成18年7月30日に完成しております。

工事施工前後で臭気の調査が実施され、周辺民家に於いては臭気強度が1で、やっと臭いを感知出来る臭いの程度と判定されております。平成21年夏頃、一度室木区長より悪臭について苦情が農政環境課にありましたが、直鞍農業協同組合と室木区との基本契約書に基づきまして対応して頂きました。

以後町民からの苦情はありません。

○議長 川野 高實君

須山 由紀生君。

○2番 須山 由紀生君

今町長が言われますように色々な対策は重ねられて来ているということで、私も室木の区長さん辺りから話を聞いております。

鞍手町民がこれ程辛い思いをされています。またこういう環境が今後何年続くか分かりません。子や孫の代まで続くかもしれません。これらを考えると町としても何らかの対策を今後考えなければいけないのではないのでしょうか。住民の方に聞きますと悪臭の時間は午前と午後2～3回くらいで、時間にして30分前後が多いそうです。風向きにもよりますが時には長く臭うこともあり、吐き気がして気分が悪くなるということも度々あるそうです。余りに酷い時は病院に行かれた方がおられるということです。今の時期特に梅雨から夏場に関しては特に臭いが酷く終日窓を閉め切りエアコンを入れっぱなしという日が続くそうです。また悪臭と共にハエが異常に多く発生し、衛生面でも非常に心配されている方がおられます。アグリに苦情の電話を何度もするということですが、一向に良くならない。この実態を住民の立場に立ってご自身で確認してもらえれば一番お分かりになると思いますが、町としては現場の視察や住民の声は聞かれていますでしょうか。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

悪臭ということで、私に現場に行ったかということですが、議会が終わりまして私も現場に行きました。行けばやっぱり臭います。そういう状況ではありますが、その中で発酵している所はもの凄い臭いです。そこは遮蔽して外に出ないような措置をとっているという印象

でした。その前も福岡県筑豊地区の関係で農業改良普及センターの関係者と現地を見学させて頂きました。どんなにしても臭いはその現場に入ったら臭いというのが実態であるということは私も事実行って感じたことですから、ただ地域の住民の方がどういう形で行政や区やJ A直鞍や大きくなれば保健所等もあるかと思いますが、これに関して質問者の議員さんは地域から苦情が上がって来ていると言われますが、行政の担当課に聞きましたが別にないという報告も受けております。ただ言えることは、主体はJ A直鞍ですから色々迷惑施設という状況で鞍手町に来たという歴史的な背景もあります。朝晩の山風と海風の時間は臭いがすると思いますが、私はその時間帯にそこにいたわけではありません。行政区もそういうことであるなら現地に行って実態を把握して頂きたい。行政は行政区の区長さんを通じて対応したいというのが実態でございます。また今後そういう問題があるとするなら行政区の方に言われて、行政区又は行政そしてJ A直鞍。そして現地を見て臭いものには蓋をするというのは語弊がありますが、出るものは何かで抑えなければならぬので、その措置はしなければならぬ。今は色々な方法があって菌による方法もあると思います。今年に入って3回か4回という報告を受けましたが、行政としてはそこまで行っていなかったというのが実態でございます。そういうことについては行政区の区長さんに密に連絡して頂いて区長さんより連絡して頂きたいと思っております。

○議長 川野 高實君

須山 由紀生君。

○2番 須山 由紀生君

色々な町の方でも対策をされているということですし、アグリ周辺で生活している住民にとってはこの悪臭や衛生面に対する一日でも早い改善を強く願われております。その間室木地区とJ A側との話し合いの中で施設建屋の改善、防臭、防虫対策など多くの改善がされているのも事実です。現在環境対策費を保証してもらっているのとは別に更に誠意を示して頂けるように申し入れをして回答としてJ A側は考えますと。金額はどのくらいかなどの具体的な内容に話は進んでいるそうです。J A側も周辺の環境、衛生面に関して問題があると承知しております。そして前向きな考え方で対処をしていると思いますが、これらを踏まえ町としてもJ Aだけの問題としてではなく鞍手町民の深刻な問題として、J Aと協力して何か対策を考えて頂けないか再度お願いをいたします。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

行政としても再度環境問題については全力で努力するということでございますから、関係者のJ A直鞍と状況によって鞍手保健福祉環境事務所、それから飯塚農林事務所等と連携を取りながら直鞍農業協同組合に指導、対処をしていくというのが前提で、その前にもう少し関係区のトップの方が行政に来てこういうことだと言ってもらえれば非常に自分達も取り掛かり易いと思っております。鞍手町の環境は自分達が守らなければならないという気持ちに

は変わりありませんので、その点をご理解して頂きたいと思います。

○議長 川野 高實君

須山 由紀生君。

○2番 須山 由紀生君

そういった町長のご意見等は住民の方にも伝えたいと思います。

最後に最近住民の皆様から改善策として改善要求が4点程出されております。この4点を申し上げまして私のアグリに関しての質問を終わらせて頂きます。

まず1点目がハエ及び害虫対策を万全にしてほしい。2点目悪臭についての建屋の天井部及び隙間の密閉が完全であるか。3点目に出入り口のシャッターの改善、出来れば風助室等を設け搬入、搬出時の外気の遮断を確実に行う。4点目に搬入、搬出時の一般車両のシート掛けの周知徹底の4点を申し添えまして、このアグリに関する私の質問を終わります。

次に総合福祉センターのトレーニングルームについて質問をいたします。

福祉センターのトレーニングルームに設置しておりますラボード、ウォーキングランニングマシンが現在故障のため使用出来ないということで、利用者さんやこの前新任議員の視察に行きました時の保健の指導員さんからも強い要望が出ています。修理もしくは買い換えの予定があるのかどうかお答えをお聞かせください。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

福祉センターのトレーニングルームですが、実際に把握しますと2台の内1台が故障のため使用不能という報告は受けております。そこで内部協議しまして他の施設で使っていないラボードがありますのでそれを持ってきて対応したいと。今後話が付いたら長く使っていないので電気系統やメンテの問題がありますが、良ければそれを付けたいと思っております。

○議長 川野 高實君

須山 由紀生君。

○2番 須山 由紀生君

前向きな町長の言葉を聞いて安心しました。

このラボードが以前は無料だったということですが、現在は有料になっているということでこれも利用者が減ったことの理由に考えられるのではと思います。中古品でも来れば住民の方の健康管理、成人病予防のためにも役に立つと思います。今後この機械だけではなく他の設置している機械もいずれ老朽化で故障等が来るとは思いますが、そういった時の対応をどうするのかをお聞きしてこの質問を終わります。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

まず1番に使用料の問題ですが、福祉センターが出来て10何年かになるわけですが、設

備も消耗品ですから減ってくれば傷むということは当然の現象であると思っておりますが、今後どうするかということですが、機器はもの凄い機器を入れていて、更新するには大変な金額が嵩みます。悪くなれば何らかの対応をしなければならない。健康増進センターですから。問題は有料ということで、今鞍手町の施設で無料という所は私の知る限りでは無いのです。何らかの形でお金を頂いているというのが現状でございますから、その辺はご理解して頂いて有料という形で。ただ機器の更新については利用者の問題で、利用者も年々減っているという状況も聞いておりますし、1番効率の良い方法でなければならないと思っております。いずれにしてもトレーニングルームについては機器をあそこに集約して、そこで集中的に体作りをしてもらおうと思っております。設備の更新についてはまた検討するというところで、いずれは使えなくなるから何らかの形を取らなければならないと思っております。今の所はラボードだけが傷んでいるということで何とかしなければということでご理解して頂きたいと思っております。

○議長 川野 高實君

須山 由紀生君。

○2番 須山 由紀生君

新しい機械が来れば利用者さんも増えるかと思えます。そして利用者さんが増えれば他の施設も増えて相乗効果が出るのではと私なりに思っております。これでラボードについての質問は終わります。

次に地域公共交通総合連携計画について質問をいたします。この前資料を見せて頂いたのですが、この秋に計画されています公共交通について、この資料は利用者を特定しない全ての町民に移動手段を提供する町の足としての機能であれば大変素晴らしい計画だと思っております。しかしこの計画について我々独自のアンケートや聞き取り調査の結果、一番多く寄せられたのが車を運転出来ない高齢者や体の不自由な方達で、資料にも書いてあります交通弱者にとって最も利便性の良い運行ルートの確立が望まれていました。そのためには今回導入されるデマンドタクシーや車体の小さなコミュニティバスの運行ルートの改善が必要なのではないでしょうか。例えば既存の幹線道路とは別に大通りから1つ中に入った所で、地区で言いますと北浦から旭方面を迂回して大通りに出るというような別途運行ルートやバス停を設ける必要性があるのではないのでしょうか。町としての見解をお聞かせください。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

いわゆる公共交通の見直しについてということですが、この協議会や検討会等色々な機関でここ2年くらい掛けて検討して来ました。10月2日をもって試行運転に入って、私も説明を受けると問題がかなりあるという認識には立っておりますが、まず走らせてその中で問題点があればという方法を取らないと机上ですれば地域の意見が出るわけです。1度走らせてそれから何が問題かということについては、また検討して見直しをしていかな

ければと思っております。説明については担当課長に今後のやり方について説明をさせますのでよろしく願いいたします。

○議長 川野 高實君

企画財政課長。

○企画財政課長 三戸 公則君

町長に代わりましてお答えします。鞍手町地域公共交通総合連携計画は公共交通が専門の元大学教授を中心に住民代表や交通事業者、道路管理者、公安委員会等で組織されました鞍手町地域公共交通活性化協議会に於いて、およそ1年を掛けてアンケート結果や実態調査などの結果を踏まえて作成されております。コミュニティバス及び予約型乗り合いタクシーについては運行ルート、便数、運賃、路線バスや鞍手駅との接続、乗り継ぎ割引、利用方法など様々な角度から検討いたしました。ご質問のように交通弱者に対する支援が必要であるということは十分認識しておりますが、行政といたしまして限られた財源の中で公平性を維持しながらサービスを提供することをございますので、利用者の希望される便益に対しましては受益者からの応分の負担をして頂くことはやむを得ないと考えております。

ただコミュニティバス等の新しい運行体系は今年の秋から実験的に実施する予定としておりますが、適宜利用状況の検証を行いまして、協議会に於いて調整し、必要に応じて見直しを実施していくこととしております。また一定の条件を満たす必要はございますが、身体が不自由な方などの移動についてはタクシーの初乗り運賃を助成する福祉タクシー制度というものがございますのでここでご参考までにご紹介させていただきます。

○議長 川野 高實君

須山 由紀生君。

○2番 須山 由紀生君

今後4人に1人、3人に1人の高齢化社会となっていく中で、今以上の交通弱者の方が増えて行くと思われれます。今言われましたことをこういう事態を想定し、今後の検討課題として強く要望して私の質問を終わります。

○議長 川野 高實君

以上で須山 由紀生君の質問を終了します。

次に5番議員 田中 二三輝君の質問を許可します。

田中 二三輝君。

○5番 田中 二三輝君

通告書に従いまして一般質問を行います。

まず2月19日に鞍手インターチェンジが多くの関係者のご協力により完成をいたしました。その式典はまだ記憶に新しいと思います。その式典の中で県知事やご来賓の国会議員の先生方のお話にもありましたとおり、鞍手インターチェンジは地域活性化インターとして完成したものであり、地元は人口増加に向けた受け皿づくりを進めていく必要があると、多くのお話がありました。私も全くその通りだと思っております。町長は先日のご挨拶の中で

インターと遠賀川渡河橋を起爆剤として、この鞍手町の地域活性化に向けた努力をするという内容の言葉がありました。

町長の地域活性化に向けた思い、手段、方針等をお聞かせ頂きたいと思います。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

鞍手インターと遠賀川渡河橋に係る活性化ということでございますが、私は今迄インターチェンジ、遠賀川渡河橋などの都市施設を起爆剤に町の活性化を図りたいと申してきました。質問議員が言われますように本年2月念願のインターチェンジが供用開始となりました。このインターチェンジ整備に当たっては、周辺農地の使用や用途地域の見直しを実施し、民間活力の導入に向け、受け皿づくりを進めてきました。しかしながらご存じのようにリーマンショック以降の国内の経済情勢は依然低迷を続けており、先の東日本大震災による未曾有の被害は今後の国の財政、町の財政に多大な影響を及ぼすものと想定しております。

このような状況下であります、インターチェンジに於いては商業施設進出の具体的協議にも入っておりますし、第4次鞍手町総合計画基本計画に位置付けをいたしました新しい町づくりの図案を実現させるため、用途地域の見直しについても既に県との協議に入っております。

今後ともインターと遠賀川渡河橋の利便性を前面に出し、より力強い企業誘致、住宅誘致などに取り組み、雇用の確保や定住促進を通じて町の活性化を図っていきたいと考えております。

○議長 川野 高實君

田中 二三輝君。

○5番 田中 二三輝君

町長の基本的なお考えは分かりました。今のお言葉にもありましたように定住化を図り人口の増加を図っていくということについてお伺いを集中していきたいと思います。

人口の受け皿として本町ではまず簡単に思い付くのは八尋の県営住宅ではないでしょうか。同地域にあった老朽化した県営住宅が建て直されたものです。現在若い世帯の方々が多く入居され県営住宅の周辺では子供達の元気な声や姿を見掛けます。入居者数等から考えても建て替え以前から県営住宅に入居されていた方々だけではなく新たに入居された方も多くお住まいであるということが簡単に推測できます。更に若い世代の方々も増えていると現状で思っております。あのような人口の受け皿があれば人口構成は変化する、いわゆる若い世代の方々の入居状況等が大きく期待出来るわけです。そこで本町では町営住宅というものがございます。この町営住宅の形態及び戸数等を教えて頂きたいと思います。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

町営住宅の建物形態と戸数というご質問でございますが、町営住宅についてはそれぞれ事業目的によりまして建設されております。一般住宅と特定目的住宅として建設された公営住宅と炭住改良及び小集落事業で建設した改良住宅でございます。

現在町が保有しています住宅は487戸であり、うち木造住宅は109戸、簡易耐火、耐火構造の住宅は378戸となっております。

○議長 川野 高實君

田中 二三輝君。

○5番 田中 二三輝君

色々な状況等で建てられた住宅があるということですが、いわゆる一般公募で募集が出来る住宅というのはどういう形態で何軒あるのですか。

○議長 川野 高實君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

只今町長が説明した中で、いわゆる木造住宅が通常言われる町営住宅と一般的に言われております。勿論ここで空き家が出れば募集ということですが、耐用年数が過ぎたものは次の方を入居させないという方針をもっておりますので、ただ八尋の改良住宅ですがここについては空きが出た場合は公募しております。この団地については公募しているというのが現状でございます。

○議長 川野 高實君

田中 二三輝君。

○5番 田中 二三輝君

いわゆる戸建ての木造住宅の話が少し出ましたが、かなり老朽化が著しい状況の戸建ての木造住宅であるということは皆さんご承知のことだと思います。その戸建ての木造の町営住宅が空き家になった時は、どのように対応しているのか教えてください。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

空き家になった時の取り扱いということですが、町の方針としまして耐用年数を超えた木造住宅については、入居者が退去された後は撤去することにしておりますので、募集はいたしておりません。

○議長 川野 高實君

田中 二三輝君。

○5番 田中 二三輝君

空き家になったら取り壊しているということですが、それは危険住宅だから取り壊しているのか、もしくはリフォーム等に費用が掛かるから取り壊されているのか、耐用年数が過ぎているから取り壊されているのか、その辺をもう1度教えてください。

○議長 川野 高實君  
町長。

○町長 柴田 好輝君

いわゆる耐用年数で老朽化と判断して頂ければ結構だと思います。

○議長 川野 高實君  
田中 二三輝君。

○5番 田中 二三輝君

老朽化が著しいということで耐用年数が過ぎているということは町長もご理解を頂いていると思います。そのような状況の中で現在町営住宅を取り壊しているのですが、払い下げという1つの選択肢があるのではと思います。この払い下げについての条件並びに検討結果等を教えて頂きたいと思います。

○議長 川野 高實君  
町長。

○町長 柴田 好輝君

町営住宅の払い下げは過去に色々補助金が入った分やそこに入って居られる方、100%いいというものがないと1人でも反対者がいれば出来ません。そういう意味からしまして、私共は町営住宅については払い下げをしたいのですが、その辺のところ100%の合意を得られないというのが現状でございます。そういうものが地域全体の方が払い下げをしてくださいということになれば払い下げについてはやぶさかではありません。

○議長 川野 高實君  
田中 二三輝君。

○5番 田中 二三輝君

払い下げについての条件のお話がありました。100%の方がご購入されなければそれは進まないという条件であると理解をします。かなり困難な状態であるというふうに判断をいたします。しかしながら今取り壊された跡地についてお伺いをしますが、その跡地に新設等の予定があるのか、今後どのような方針をもっておられるのか教えてください。

○議長 川野 高實君  
町長。

○町長 柴田 好輝君

昭和30年初期に建てられた木造の町営住宅でございますが、非常に地形が悪いからそこを造成して建て替えるということは、造成費に多額の金が掛かるという1つの懸念材料があります。一挙に出て頂いて造成するという事は住居者優先で考えますとそれはとても出来ないと思っております。今から人口動向がどのようになるか、町営住宅や県営住宅も今年から町債が付きまして倉坂に建つようになっております。その辺の充足率等を勘案しながら。県は県営住宅ばかりに頼るなというわけです。町も努力して頂きたいというわけです。そういったことも踏まえながら例えば今年は倉坂までは是非お願いいたしますということで強い要望

をして、県も腰を上げて今年から工事に入っている。そこは入居者も全部停止を掛けまして造成に入るとい形になっておりますが、今後はどうするかということですが、人口は減っている中で造るとしても新しい団地を求めていかなければならないと思っております。

○議長 川野 高實君

田中 二三輝君。

○5番 田中 二三輝君

取り壊した跡地は暫くそのままの状態であるというふうな理解でよろしいですね。そうなりますと地域住民の方々がその跡地を駐車場等として現在利用しておりますが、町営住宅の場合そこに住んでいる方が除草作業等をするということであります。しかしながら多くの方が高齢化しており除草作業等もかなり難しい状況にあると思っておりますので、是非とも環境維持等については積極的に取り組んで頂きたいということを一言ご助言申し上げたいと思います。

町営住宅の建て替えについてなかなか難しい、空き家については壊すけれどもその場所に直ぐには建てないと言うご返事で難しい内容であると理解をいたします。そうしますと、先程町長も人口の減少のことを言われましたが、人口を増やし地域活性に取り組もうとする観点から見た場合全く逆走をしているとしか言いようがないような現在の町営住宅の状況であると思われますし、この町営住宅を抱えている地域、区等にしてみれば人口は減るけれど建物は無くなってそこに新たな方が入って来ることはないということになれば、戸数も減るとい非常に残念な結果が目の前に見えているのではと思っておりますので、何とかその辺も改善の方向に向けて頂きたいと思えます。

少し話題を変えますが、人口が減少傾向にあり、地域の老齢化に歯止めが掛からない自治体が町営住宅を新築して、町外に向け若い方々に住んで頂こうと積極的にアピールをして成功した自治体がメディアに出ておりました。決して財政的にゆとりのある自治体ではないけれども、事業を展開して人口の受け皿をつくり若い世代の方々を招き入れ高齢者の方々とのふれあいを通じて地域活性化に繋がっていった素晴らしい取り組みであると感じながらテレビを見ておりました。住民の方々も行政の取り組みにしっかりと協力し除草作業や簡単な道路の簡易補修等は行政の職員と共に行っている。まさしく町長が目指す協働と互助の精神でこの事業が成功したのではないかと感じておりました。そこでこのような構想や目的をはっきりさせ住民に積極的にアピールして、協力を得るための努力が必要であると考えます。

その点から見た場合本町ではそのアピールが少し足りないのではないかと私は思っております。このような目的を達成した先例があるわけですから、持っているだけで何も役に立たない町有地の中から住宅地に適している土地に町営住宅を建設する人口の受け皿づくりと町営住宅の新設について町長のお考えを再度お聞かせください。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

考え方として町営住宅を造って安い入居費で他から呼び込むという選択肢も1つあると思いますが、私はどちらかと言いますと遊休町有地も持っておりますので、その辺を整理しながら民間の方が来て定着するような選択をしたいと考えております。町営住宅をよそでしているから鞍手もどうかということは理解も出来ますが、定着してもらうために総合計画の中でも若い人が定着するためにはどうしたら良いかということも基本姿勢で出しております。そういう総合計画に基づいて人口は定住させないといけないから。それは今からの問題であります。どうしたらという決定打がない。2者選択で出来れば1番良いのですが、そういう状態にもない。ただ私の考えとして遊休地は民間に払い下げて、そこに若い人に来て貰うという基本的な考えを持っていることを意思表示しまして回答とさせていただきます。

○議長 川野 高實君

田中 二三輝君

○5番 田中 二三輝君

町営住宅の新設についてはかなり厳しいお考えのようですが、弥生にある雇用促進住宅を町営住宅として再利用するということをご検討されたのでしょうか。もしご検討されたのであればその内容等をお聞かせ頂きたいと思えます。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

この弥生促進住宅については住んで居られる議員さんも居られます。鞍手町に来たのはあの当時相当額の金額で来ているわけです。それを町営住宅にとすると新しく造った方が安く上がるのです。エレベーターは付けなければならぬし、改造はしなくてはならない。それくらいのお金では買えませんと現課が断りました。状況はそういうことで、検討は十分させて頂きました。

○議長 川野 高實君

田中 二三輝君。

○5番 田中 二三輝君

検討はされたと、提示された金額は町が購入するには値しないほど高額だったということでもよろしいですか。

検討はされたということなので安心はしましたけれども、町営住宅についていずれにしろ町長もかなり難しい問題であるというふうに理解して頂いていると理解してよろしいですね。

話題を変えます。小中学校の子供達の多くは団地からの通学者が大半でございます。町有地を利用した住宅団地の新設ということが是が非でも必要であると思えますが、先程来町長の回答の中にそのような言葉が出て来ておりますので、安心して町長の話聞いておりますけれども、この土地に対しての販売価格等について私の考えを少しだけ紹介したいと思います。

この土地は出来るだけお安く提供する。お安く提供する方法として町内の建設業者を中心

としたハウスメーカーや近隣の建設業者に参加を呼びかけ、いわゆるモデルハウスを建設させ営業展開をして頂き、そういう状況の中で土地を売る。こういう土地のことを建設条件付き土地と呼ばれていることは皆さんご存じのことと思います。このような形で土地を安く売って住民の方に新たに住民として定着をして頂く。そこで発生するのは住民税と固定資産税が発生するわけですので、少々土地を安くしたとしてもペイが出来ると思っておりますので是非積極的に参考として取り入れて頂いてご検討して頂きたい。更に鞍手町をアピールする内容としましては、子供達がスポーツに対する熱心さがあります。野球、サッカー、柔道、剣道、バスケット、バレー等数多くの種目で子供達は素晴らしい活躍をしていることを町長はご存じですよね。バレーを例に取ってみますと、小中学校で活躍し高校で全国大会である春高バレーにキャプテンとして出場した方も鞍手町に居られると私も聞き及んでおります。子供達の活躍や緑ある住環境をアピールして、町外からの人口の受け皿として町有地を有効利用した住宅団地を是非実現したいと思いますが、町長のお考えを改めてお聞かせください。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

回答が重複するようですが、町有地については今のところ民地に払い下げるということで内部協議をして進めているところでございます。場所は余り造成費の掛からないで出来るような条件整備、もう1つは用途申請等手続きがもの凄くややこしくなって難しい問題もありますが、専従で職員も掛かっており、入り易く受け入れ易い環境を作らなければならないという基本計画に基づいて着々と進めているというのが現状でございます。

○議長 川野 高實君

田中 二三輝君。

○5番 田中 二三輝君

着々と計画を進めているというお言葉を頂きました。その計画が1日でも早い形が現れることを期待しております。鞍手インターを中心とした町づくり、人口の受け皿、更に商業地の受け皿、企業の受け皿等これらは必要不可欠であると思っております。更に鞍手町の知力に目を向けますと、この知力はまだまだ十分に発揮されていないと私は理解しております。町内の歴史的資産は本町が過去には栄えていたことを物語っているのではないのでしょうか。遠賀川流域で最大の横穴式古墳もあるし、鞍手町には日本で数点しか出てない銀の首飾りも発掘されているという事実もあります。それを見るに過去にはかなり繁栄した地域であったと、しかし今何故このような状況になったのかということ町長是非分析して頂きたいと思っております。地域の方々が鞍手町のイメージをどのように思っているのか。この辺もしっかり把握して頂きたい。更に若い世代の親に対するアピールは子どものスポーツに対する熱心さを例として上げましたが、これだけでは絶対足りません。今若い親が何を求めているのか。どこの高校に進学出来るかです。高校の校区内がもっとも選択肢として大きな要素となって

いる。これは福岡市内も大きく話題となっていると聞き及んでおります。

これら過去からの歴史を振り返り反省すべき要素をしっかり改善し、取り入れるべき要素を早急に取り入れ、地域改善に取り組む姿勢を強くアピールして頂きたいと思います。

町長のおっしゃっていること、構想等を是非とも形として青写真として、アピールして頂き、私どももそれに対してどのような形で協力出来るのか。そのようなアピールをして頂きたいということを強く要望し、私の一般質問を終わります。

**○議長 川野 高實君**

以上で田中 二三輝君の質問を終了します。

これで全ての一般質問は終わりました。

この際休会についてお諮りします。

明日7日を休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって明日7日を休会とすることに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 15時50分

平成23年鞍手町議会第4回定例会会議録（第3号）						
平成23年 6月8日						
招集場所 鞍手町役場議事堂						
開会開議			議長			
開閉会日時			平成23年6月8日 午後1時00分		川野高實	
及び宣告			閉会開議		議長	
			平成23年6月8日 午後2時55分		川野高實	
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏名	出欠 の別	議席 番号	氏名	出欠 の別
	1	熊井照明	出欠	11	宇田川亮	出欠
	2	須山由紀生	出欠	12	岡崎邦博	出欠
	3	星正彦	出欠	13	栗田幸則	出欠
	4	仲野守	出欠			
	出席 13人	5	田中二三輝	出欠		
	欠席 0人	6	原哲也	出欠		
	欠員 0人	7	川野高實	出欠		
		8	須藤敏夫	出欠		
		9	久保田正之	出欠		
	10	武谷保正	出欠			
会議録署名 議員	1	星正彦		2	仲野守	

職出 務席	議会事務局長	長友浩一	出欠	議会事務局長補佐	武谷朋視	出欠
	町長	柴田好輝	出欠	会計課長	靄崎紀代	出欠
	副町長	本松吉憲	出欠	建設課長	森茂樹	出欠
	教育長	山本喜久男	出欠	企画財政課長	三戸公則	出欠
	総務課長	白石秀美	出欠	上下水道課長	中岡和之	出欠
	福祉人権課長	渡辺智文	出欠	病院事務局長	中野眞路	出欠
	税務住民課長	久保田隆一	出欠	教育課長	筒井英和	出欠
	農政環境課長兼農業委員会事務局長	篠原哲哉	出欠	保険健康課長	鯨坂健二	出欠
	地方自治法第121条により説明 出席者の 職氏名					
議事日程	別紙のとおり					
付議事件	別紙のとおり					
会議経過	別紙のとおり					

## 平成23年第4回鞍手町議会定例会議事日程

6月8日 午後1時開議

### 第3号

- 日程第1 議案第36号 専決処分の承認（鞍手町国民健康保険条例の一部を改正する条例）
- 日程第2 議案第37号 専決処分の承認（鞍手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第3 議案第38号 鞍手町コミュニティバス等運行条例
- 日程第4 議案第39号 鞍手町税条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第40号 鞍手町営住宅審議会条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第41号 鞍手町青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第42号 専決処分の承認（平成22年度鞍手町一般会計補正予算第9号）
- 日程第8 議案第43号 専決処分の承認（平成22年度鞍手町老人保健特別会計補正予算第4号）
- 日程第9 議案第44号 専決処分の承認（平成22年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算第5号）
- 日程第10 議案第45号 専決処分の承認（平成22年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計補正予算第1号）
- 日程第11 議案第46号 専決処分の承認（平成22年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計補正予算第1号）
- 日程第12 議案第47号 平成23年度鞍手町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第48号 平成23年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第49号 平成23年度鞍手町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第50号 専決処分の承認（鞍手町流域関連公共下水道事業中山処理分区分管渠築造工事（第33工区）請負契約の変更）
- 日程第16 議案第51号 専決処分の承認（平成23年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号）

平成23年6月8日（第3日）

開議 13時00分

○議長 川野 高實君

只今から本日の会議を開きます。

町長より行政報告の申し出がありますので、これを許可します。

町長。

○町長 柴田 好輝君

宮若市外2町じん芥処理施設組合臨時議会の協議内容について行政報告をいたします。平成14年度よりスタートしましたごみ固形化燃料化、RDF方式については、平成29年度までの事業期間としています。事業期間の満了を迎える平成30年4月以降の事業計画については、参加組合大牟田リサイクル発電株式会社と事業期間満了の3年前までに協議することになっています。

これまで平成16年度、平成18年度と2回の処理委託料の値上げを行っております。また、リサイクル推進によるごみの減量化が進み、その後、傾向は続くと思われま。処理委託料の再々改定も想定されます。

こういった状況から組合としまして、今後のごみ処理の在り方について、早急に方針を定める必要が生じます。方針決定に当たっては、現在の事業を継続、新たにごみ処理施設の建設、処理能力に余裕のある他自治体に委託する等、いろいろなケースが想定されます。

現在の事業を継続するにしましても、コストの問題、新たなごみ処理施設を建設する場合は、ごみ処理方法の決定、施設の立地条件の決定、地元との調整等や他自治体に委託する場合にもコスト、或いは受け入れして頂ける等の大きな課題を抱えています。

こういうことからごみ処理方法を検討するにいたしましても、相当な負担が必要となりますことから、宮若市外2町じん芥処理施設組合では平成30年問題と位置付けをされています。組合では今後の対応としまして、10年の稼働延長を全体としながらも、福岡県及び電源開発に対しRDFの計画、搬入量の確保や大牟田リサイクル発電株式会社に対する出資金の放棄の働きかけ等に取り組み、少しでも処理委託料の圧縮を図っていくことになっています。ごみ処理施設は迷惑施設と言われ、建設場所の確保が非常に難しく、新規の施設建設は多くの時間と多額な財政負担が必要とされるため、このことを十分に認識しまして、既存施設の有効活用やごみ処理の将来像の具体化に向け取り組むことが決意されています。以上がRDF方式によるごみ処理についての行政報告を終わります。

○議長 川野 高實君

以上で行政報告を終わります。

これより日程に入ります。日程はお手元に配布のとおりです。

日程第1 議案第36号 専決処分の承認 鞍手町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第36号は民生産業委員会に付託したいと思ひます。  
ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第36号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に日程第2 議案第37号 専決処分の承認 鞍手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

熊井 照明君。

○1番 熊井 照明君

課税限度額の50万円が51万円と、それから後期高齢者支援金の課税限度額も13万円から14万円と、介護納付金も10万円から12万円と、課税限度額の引き上げがなされています。このことから各々の影響を受ける世帯数とどのくらいの増額になるのかと。それから協会健保の上限額が分かれば教えて頂きたいと思ひます。

○議長 川野 高實君

税務住民課長。

○税務住民課長 久保田 隆一君

只今のご質問にお答えいたします。

限度額の引き上げによる対象者数、世帯数ですが、平成23年度で試算したものでお答えいたします。

医療分の超過限度額を超える世帯数は48世帯ありますが、これが1万円引き上げることにより、超過世帯は43世帯、5世帯の方が対象となります。

支援金の分が1万円引き上げることにより超過世帯は48世帯から38世帯となり、10世帯の方が対象となっています。

介護納付金については、2万円引き上げることにより39世帯から23世帯となり、16世帯の方が対象となります。協会健保の上限額に合わせてこの限度額も引き上げということでこれまでもあつてはいますし、今後も見込まれますが、引き上げがあつてはいるということは耳にしていますが、今日の段階ではその上限額がいくらかまでは手元にもつてはいません。

委員会の方で報告させて頂きたいと思ひます。

○議長 川野 高實君

熊井 照明君。

○1番 熊井 照明君

それとどのくらいの増額になるのか教えて下さい。

○議長 川野 高實君

税務住民課長。

○税務住民課長 久保田 隆一君

対象世帯数それぞれ5世帯数、10世帯、16世帯ということになっていますので、医療分については1万円の引き上げ対象が5世帯ですので5万円、支援金の分については10世帯で1万円の引き上げで10万円、介護納付金については2万円の引き上げで16世帯が対象となっていますので32万円の増額ということです。

○議長 川野 高實君

他にありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっている議案第37号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第37号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に日程第3 議案第38号 鞍手町コミュニティバス運行条例を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっている議案第38号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第38号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に日程第4 議案第39号 鞍手町税条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

今回は東日本大震災に係る負担を軽減するという中身ですが、所得税なので直接関係ないと思いますが、被災者の方が鞍手町の方にも来られているということを知りましたので、そういう方はこの条例に関しては何も対象という形にはならないのですか。

○議長 川野 高實君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

代わってお答えします。被災者が鞍手町に一時2名親戚のお宅に身を寄せられたということで、支援物資等の提供をやってきましたが、現在東京都の都営住宅に移られて直接関係

ないようなことになっています。現在そういう方は鞍手町に居られません。現時点では対象になる方はいないということです。

○議長 川野 高實君

他にありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっている議案第39号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第39号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に日程第5 議案第40号 鞍手町営住宅審議会条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっている議案第40号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第40号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に日程第6 議案第41号 鞍手町青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっている議案第41号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第41号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に日程第7 議案第42号 専決処分の承認 平成22年度鞍手町一般会計補正予算第9号を議題とします。

歳出より質疑をお受けします。事項別明細書の24頁をお開き下さい。

1款 議会費及び2款 総務費、24頁から34頁まで質疑はありませんか。

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

29頁、財政調整基金のところですが、減債基金の積立金として3億3600万円ほど上がっています。減債基金を積み立てる自体は良いことだと思いますが、23年度の予算でも公債費は6億3千万円くらい計上していますし、敢えてここで減債基金を3億以上積み立てる理由は何かということと。3億3千万円の前資というか、どういうものが積立金に充てられているのかお尋ねします。

○議長 川野 高實君

企画財政課長

○企画財政課長 三戸 公則君

減債基金に積み立てた理由としては、平成22年度から鞍手町は過疎地域に指定されています。その指定に基づきまして過疎債を発行出来るということになってはいますが、平成22年度に約2億円の過疎債を発行しています。今後平成27年度まで過疎債の指定期間、6年間において約2億円の過疎債を毎年起こすという試算をした場合に、指定期間に12億円ほど過疎債を発行するという見込みを立てております。

その内、7割については地方交付税の基準財政需要額に算定されまして、7割は国の方から元利償還金分が返済されますが、残りの割合分については町の一般財源で返済しなければならない見込みを立てております。そうすると12億円に対して3割分として3億6千万円は一般財源で返済していかなければならないという試算をして、今回剰余金については減債基金に積み立てたというふうにしております。

前資について歳入の主な要因は特別交付金が2億6千万円の予算に対して、1億4877万7千円増という結果になっています。歳入全体で1億7027万円が今回の9号補正で増となっています。

歳出については執行残等で1億6628万4千円が不用額というふうになっていますので、歳入歳出合わせて3億3655万4千円が剰余金となり、今回減債基金の方に積み立てを行っております。以上です。

○議長 川野 高實君

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

一応そういうことで減債基金に充てたというのは分かりますが、今までの会計処理上一般的に財政調整基金に入れていて、後23年度で不足分が出たりすれば普通預金的な何でも使えるところに入れていて、最終的に余裕が出たところで振り分けてもいいかなという思いがあります。執行残もいろいろ出ていますが、町民の皆さんに対してお金がないと言って、必要ではないかなと思うところまで切ってきているように思います。

執行残が出たからということで減債基金に充てるというふうな手法になっているので、この前の一般質問で経常収支比率、その他の指標の中で数字的には改善をして良いとは思いますが、実際に鞍手町で生活している人たちにとっては、数字は良くても中身は決して良くな

いと思います。

使わないといけないところは使うべきではないかと思えますし、尚且つきなり3億を積み立てるのでなくて、もう少し余裕をもった上で積み立てもいいのかなと思います。

これ自体がどうのと言うわけではございませんが、そこをもう少し考えて頂いてもいいのかなと思います。何かお答え出来ますか。

○議長 川野 高實君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

質問議員が言われますように、町民の方の要望に対してということがあります。これについては歳出抑制を図りながら財政運営をしていると。確かに我慢して頂いているところがあるかも知れませんが、現時点で財政調整基金が約4億8千万円という形をとらせて頂いています。これは特別交付税も今後減るし、人口減によって普通交付税も減るという中で、ここ2～3年の財政運営をするためには4億8千万円ほど確保しておきたいと。それと減債基金についても過疎債については通常の起債と違って償還期限が9年間ということで、過疎債については通常の起債と違って償還期限が9年間と短期間の償還になると、その部分は確保しておく必要があるという観点から、こういう取り扱いをさせて頂いております。

減債基金も基金ですので緊急の場合の取り崩しは可能です。現時点ではその中で充てられるところは充てておこうと。これは財政運営の上ではこれだけは確保しておきたいという観点から今回このような編成をさせて頂いております。以上です。

○議長 川野 高實君

他にありませんか。

次に進みます。3款 民生費及び4款 衛生費、35頁から51頁まで質疑はありませんか。

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

48頁と49頁ですが、予防接種の業務委託料が大幅に減という形になっています。この中身について教えて下さい。

○議長 川野 高實君

保険健康課長。

○保険健康課長 鯨坂 健二君

お答えいたします。予防接種の業務委託料の減額ですが、昨年からは子宮頸がんワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンを接種するようにしていましたが、子宮頸がんワクチンに関してはワクチンの不足、ヒブ、小児用肺炎球菌ワクチンは死亡例等がありましたので接種を見送るということで、それにより減額になっています。

○議長 川野 高實君

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

その後の新型と乳幼児予防接種の分も教えて下さい。

○議長 川野 高實君

保険健康課長。

○保険健康課長 鯨坂 健二君

新型インフルエンザの予防接種の減ですが、当初予定していたのが495人ですが、実績として232人の方が接種されたと。その分がマイナスの減額です。

乳幼児予防接種の扶助費の減額ですが、この部分は当初契約が直方鞍手医師会との契約しか出来なかったということで、扶助費を計上しておりましたが、先程の予防接種の委託料の減額と同じようなことでの減額となっています。

○議長 川野 高實君

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

子宮頸がんとかヒブワクチンの件については理由が分かりますが、新型インフルエンザに関しては495人予定されていて、その半分以下の234人ということで、これは受けやすさとかがきちんと出来てないのではと思いますが、そこをどういうふうな受け方をされているのかを教えてください。

○議長 川野 高實君

保険健康課長

○保険健康課長 鯨坂 健二君

受け方ということで広報にも新型インフルエンザの予防接種を受けて下さいと。非課税の方は無料になりますと掲載しております。昨年の議会でも宇田川議員がご質問されたと思いますが、個人的にというのはなかなか難しい部分もあり、広報で再三掲載をして周知を図るという形をとっております。以上です。

○議長 川野 高實君

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

周知の回り方はいいのですが、例えば役場に来て手続きをしてとかという形もあったのではないかと思います。それは直接医療機関に自分の掛かり付けに行って新型インフルエンザを受けたいのですがということで直ぐに出来るようになっていますか。

○議長 川野 高實君

保険健康課長。

○保険健康課長 鯨坂 健二君

非課税対象の方に関しては役場に来て頂いて申請をして頂くと。病院に直接非課税の用紙を持って行かない場合、町内の医療機関に関しては非課税の方は無料になりますという掲示をしております。医療機関の方に関しても非課税に該当しますねとかなかなか言えないという事は聞いております。一応町内では掲示してそれを取りに来て頂くという形をとって

ます。そこで仮に実費を払った場合は、うちの方で還付の申請をして頂くようにしています。

○議長 川野 高實君

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

例えば実費を払ってもまた役場に行かなくてはならないということで、そういう手間がなく医療機関に行けば無料で受けられるとか、そういうことを是非やって欲しいのです。

それと直方鞍手の医師会がありますから、そこに言えば乳児医療費でも周知をされているのだから、医療機関にも通知すれば医療機関の方も予防接種が出来るわけですから、是非受けやすさを追求して頂きたい。そうしないとインフルエンザになって医療費の方が掛かってきますので、何のために予防接種をするかということを考えて多くの方に受けて頂くという観点からは是非やって頂きたいと思いますが。

○議長 川野 高實君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

依然そういうお話があって、検討する部分もあるのではということだったと思います。詳細は記憶しておりませんが、直接行かれて証明がどうなるのか。もう少し課題を洗い出して対応出来るのであれば対応する必要があると思いますが、そこに問題があればその問題をどう解消するか、その辺時間を頂いて検討してみたいと思います。

○議長 川野 高實君

他にありませんか。

次に進みます。5款 労働費から8款 土木費まで52頁から60頁まで質疑はありませんか。

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

59頁、住宅耐震化改修等緊急促進助成金減570万円、これは急に言ってきて時間のないうちで取り組んだということもお伺いしていますが、この状況等を説明して頂きたいと思います。

○議長 川野 高實君

建設課長。

○建設課長 森 茂樹君

ご質問にお答えいたします。

地域住宅交付金は住宅耐震改修等緊急促進助成金として1戸につき上限30万円で、20戸を対象として600万円を3月補正で予算化していましたが、申請期間までに1人しか申込みがなかったことから570万円の減額をしております。

周知方法としては2月10日に各区にチラシを配布し、鞍手町のホームページに掲載していました。以上です。

○議長 川野 高實君

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

今回は時間のない中で、それでも1件申込みがあったなというふうな気がします、今後東日本大震災もあり、地震に対する住民の意識も高まっている中で、耐震化ということ言えばこういう事業が今後どうなっていくのかが分かれば教えて頂きたいと思います。

○議長 川野 高實君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

今後ということですが、事業説明の中で耐震診断を県とかを通じて助成制度等がありますということで紹介をしております。建設課でもパンフレットを置いたりしてやっております。今後国自体が一般住宅の耐震化をどのように進めていくか。県自体も目標を定めているという状況ですが、助成制度として別の施策が出てくるのか現段階では把握出来ておりませんので、こういう状況を見ながら、その中で町が対応すべきものがあれば対応して行くという形にはなると思っております。現時点では今の制度があるという部分で活用するしかないと思っております。以上です。

○議長 川野 高實君

他にありませんか。

次に進みます。9款 消防費から13款 諸支出金まで61頁から75頁まで質疑はありませんか。

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

65頁、教育費 中学校管理費ですが、補正予算の財源内訳として国県支出金から1221万7千円、その相対として地方債が100万円減、その他の財源が1149万6千円減額、一般財源が200万1千円減となっています。国県支出金の中身とその他の財源で1100万円ほど減額されていますが、この財源の内容を教えてください。

○議長 川野 高實君

企画財政課長。

○企画財政課長 三戸 公則君

国県支出金の増については、安心安全な学校づくり交付金で本年度中学校の耐震工事を行っておりますが、その補助対象経費について、過去16年度に北中、21年度に南中学校の耐震診断を行っております。平成22年度に耐震工事を行ったことに伴いまして、過去に行った耐震診断の費用も補助対象の経費として見込まれるということで、国庫支出金の方が財源の内訳として変更になっています。

その他の方で国庫の支出金が増えたことによりまして、福岡県の産炭地域振興基金活性化基金の方から一部900万円、平成21年度から23年度までで900万円を頂くことで、

それを財源としていましたが、国の国庫支出金が増えたことで平成22年度の配分が減ったというところでございます。

また地方債の100万円の減額についても、この事業費の財源の内訳が変わりましたので地方債の過疎債の内訳が変わっております。

○議長 川野 高實君

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

歳入のところで聞いてもいいのですが、安心安全の分についても歳入では500数十万しかなかったように思いますが、ここには1200万円ほど上がっていますので、他に国、県の支出金、補助金、交付金があるのではないかと思ったのでお尋ねしたのですが、そのことについてはいかがですか。

○議長 川野 高實君

企画財政課長。

○企画財政課長 三戸 公則君

お答えいたします。国庫支出金の財源内訳については安心安全な学校づくり交付金として1270万6千円となっています。

○議長 川野 高實君

暫く休憩いたします。

休憩 13時39分

再開 13時58分

○議長 川野 高實君

会議を再開します。

企画財政課長

○企画財政課長 三戸 公則君

ご質問にお答えいたします。国庫支出金で歳出の方の1221万7千円は、その歳入分として先程申しましたように国庫支出金の方で552万2千円の国庫歳入があります。その差額分については、福岡県の産炭地域活性化基金の方による財源の移動という形になっています。以上です。

○議長 川野 高實君

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

先程の答弁の中でその他の財源で産炭地域振興基金900万円が充てられていると。これは鞍手町分として決まっているものだと思いますが、例えば支出をしなければ何か別のことに財源を充てる事が出来ると思いますが、その辺の考えをお尋ねします。

○議長 川野 高實君

企画財政課長

○企画財政課長 三戸 公則君

産炭地域活性化の基金については、合計で1億900万円が鞍手町に配分されるとなっています。期間は平成21年度から23年までの3年間になっています。平成21年度に耐震の関係で3039万7千円を納入しております。平成22年度に今回4517万1千円を産炭から受け取るようになっています。平成23年度は残りの3343万2千円を受け取るようになっています。この基金については本年度行います小学校及び豊翔館<sup>ほうしょうかん</sup>の耐震工事の事業費に充てる予定にしております。

○議長 川野 高實君

他にありませんか。

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

同じく65頁の小学校管理費で修繕料が41万9千円減、次の66頁に中学校の管理費として修繕料が149万8千円の減とあります。これは執行残が出たということは小中学校からの修繕に対する要望がなかったということで、これだけの減が出ているのですか。

○議長 川野 高實君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

基本的に執行残で、毎年事業予定箇所を年次計画を立てて予算付けをしております。それと工事自体が3月時点までの中で消化しているというのが現実ですので、執行残があるからといって、それを次の部分に当てるとするのは時間的なものがございます。当然3月補正についても1月には予算組みを編成しておりますので、その後の発注部分をやった上で執行残があります。工事として出すのは工期というものが取れないということがありますので、どうしてもこういう形になります。当然積み残しの分については当初予算で付けていくという年次的に取り組んでおりますので、緊急度の高い所からやっていくということでやっております。

○議長 川野 高實君

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

小学校、中学校にとって校舎はかなり傷んでいる所が多いのです。今の説明では年次計画を立てて執行しているということですが、それならば前倒しで計画を執行して頂いて、12月の時点で当年度の執行が終わればそこで残が出るわけですから、その余ったものを1月から3月の中で執行して行くというようなことも出来るのではないかなと思います。

特に金額的にも大きなものではありませんので、工期も長く掛かるような修繕もないと思います。出来れば執行残として本年度は減債基金に積立っていますが、なるべく執行して頂ければと思います。

○議長 川野 高實君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

工事についてはある程度まとまった規模で入札して業者を決め工期をとるという流れでいっていますので執行残が出てきます。今言われている小規模の対応として23年度から緊急に動けるための予算措置で別枠で材料購入とか人件費が対応出来る予算措置を別枠でとって、小規模のものは直ぐ対応出来るという体制をとるようにしております。

○議長 川野 高實君

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

関連ですが、私も小学校を見て回って例えばトイレのタイルが落ちて頭に当たったとかという危険な状態もあるわけです。それを言ってもなかなか写真は撮りに来ても工事してくれないということで、危険な所を残したままだと聞いているのです。そういうところは迅速な対応をして頂きたいと思いますが、どうですか。

○議長 川野 高實君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

もしそのような状況があればと思いますが、私も予算査定の中で現地調査に行きました。その中で危険性のあるものは直ちにするという前提でやっているつもりです。危険性のあるものは緊急を要しますので対応するという姿勢はもっています。情報があればお願いします。

○議長 川野 高實君

他にありませんか。

これで歳出を終わります。

次に歳入に入ります。4頁をお開き下さい。

一括して質疑をお受けします。4頁から23頁まで質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで歳入を終わります。

それでは歳入歳出全般について質疑はありませんか。

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

歳入で聞き忘れたのでお聞きしますが、18頁の土地売払収入追加748万1千円、場所はどこですか。中身をお願いします。

○議長 川野 高實君

総務課長。

○総務課長 白石 秀美君

748万の分ですが、その内の1件が3月10日に旧室木駅のバス転向場用地の売却を行っております。これが725万6500円、その他にインターチェンジのアクセス道路の関

係の代替地代金の差額として福岡県から22万5459円入っています。その合計でこの金額となっています。

○議長 川野 高實君

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

町有地の売り払いについては公募をするというご説明がありましたが、旧室木駅については公募されましたか。

○議長 川野 高實君

総務課長。

○総務課長 白石 秀美君

遊休地については特に使用の目的がないというような場合については売却してもいいとしておりました。公募を掛けるということもありますが、今回の場合その用地の直ぐ横で経営されている会社の方がやっている会社で会議室として作って企業活動に活用したいということでした。それで地元の企業が活用出来るということで今回売却をしたということです。

○議長 川野 高實君

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

おかしいですよ。公募をすると言えはる一定の規模で700万円というのはかなりの平米数になるのです。こういうものについては公募をするという説明があっているわけですから、公募をしないといけないのではないですか。隣の会社だから公募をしないで売り渡すのであれば便宜を図ったことに繋がります。そういうところに公平、公正の行政運営がなされているかどうかということに繋がるのです。どういう場合に公募する、どういう場合には公募しないという基準を明確にして町民に知らせないといけないのではないですか。そういう基準があるのかお尋ねします。

○議長 川野 高實君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

以前も公共用地の売却のご質問を頂いた時にお答えしたと思いますが、ある一定の規模はどこまでを指すのか明確にしておりません。ただ、その時に売却する場合に基本的には公募ですが、隣接地の方がいないということであれば一般に公募しますが、優先的には隣接地の方にするという方針はもっています。

今言われますように明確にどのラインでするのかという部分がありますので、今後公共用地は不動産鑑定を入れた部分もあります。当然公募していきますのでそういう部分を明確にして、周知徹底するようにしたいと思います。

○議長 川野 高實君

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

何平米あるか分かりませんが、室木なら相当数の平米数があると思います。そういうまとまった土地を隣接地だからとかというのはおかしいのです。端数の小さな100平方メートル以下の土地なら隣接する方に売却するというのは分かりますが、こういうまとまった土地を隣接するということがおかしいですよ。町が公募すれば欲しいという方がいたかも知れません。そうすれば公募ならもっと高く売れる可能性もあるのです。町が損を被る可能性もあるのです。そういうことのルールを作って決めて下さい。平米数をお尋ねします。

○議長 川野 高實君

総務課長。

○総務課長 白石 秀美君

面積が808.55平方メートルとなっています。

○議長 川野 高實君

他にありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっている議案第42号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第42号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に日程第8 議案第43号 専決処分の承認 平成22年度鞍手町老人保健特別会計補正予算第4号を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっている議案第43号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第43号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に日程第9 議案第44号 専決処分の承認 平成22年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算第5号を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっている議案第44号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第44号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に日程第10 議案第45号 専決処分の承認 平成22年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計補正予算第1号を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっている議案第45号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第45号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に日程第11 議案第46号 専決処分の承認 平成22年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計補正予算第1号を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっている議案第46号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第46号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に日程第12 議案第47号 平成23年度鞍手町一般会計補正予算第1号を議題とします。

歳出より質疑をお受けします。

事項別明細書の11頁をお開き下さい。

1款 議会費及び2款 総務費について11頁から14頁まで質疑はありませんか。

星 正彦君

○3番 星 正彦君

11頁の職員旅費75万4千円、これは提案説明の時に東日本大震災による被災地復興支援のための職員派遣に伴う予算だと思えます。担当課長にお聞きしたのですが、県の指導で各市町村に対して県から呼びかけて、それに伴う復興支援のボランティアと聞いておりますが、何人分の予算措置をされているのか。そしてその活動がどういう内容なのかをお聞きしたいと思えます。

○議長 川野 高實君

総務課長。

○総務課長 白石 秀美君

災害派遣についてはいろんなルートによる派遣があります。県を通じてということもあります。また、福岡県の町村会でも協議はされましたが、全国町村会を通じてということもありました。また、自治労関係の方でもルートをもって支援をされているということです。

町村会の方で協議をされた中でいろいろと窓口があっても、それぞれの町村の行革によって人員が減っている中ではいろんなルートで派遣するのは難しいと。まず一本化しようということで県町村会と協議をされて、合同派遣ということが決まっております。

現在派遣をしています。本町からも既に派遣が終わっているのが5月3日から12日までの分で1名派遣しております。派遣した職員の業務内容としては自衛隊が搬入する拾得物の洗浄及び提示で、アルバムとかを洗浄して住民の方が探しに来られた時に見えるような形で提示するというをしております。

現在6月2日から10日までの予定で1名派遣しております。この職員についての業務内容は仮設住宅への物資の搬入作業、入居説明会の資料作成、或いは罹災証明の発行という業務に従事しているということで報告を受けております。現在終わっているのが1名、派遣中が1名、今後6月20日から1名予定していますが、予算的には4名分を含んでおります。

○議長 川野 高實君

星 正彦君

○3番 星 正彦君

4名分ということで業務の内容もそれぞれ違うというご回答を頂きましたが、例えばこれに関連してですが、こういうボランティアの関係、復興支援の窓口はどこになっているのか。それと具体的に民間のレベルで鞍手町に住んでいる方もそうだと思いますが、既に民間のレベルで東日本の大震災で活動されている方もおられると思います。町の方にそういう問い合わせが来ているのかどうか。それと民間レベルで東日本の大震災に関してボランティア活動で取り組みを進めて行く方たちの今後もあるのではないかと思います。そういう場合に行政の対応はどうされるのかお聞きしておきたいと思います。

○議長 川野 高實君

総務課長。

○総務課長 白石 秀美君

基本的に職員を派遣するということになりますと総務課の方が人事を担当しておりますので窓口となります。職員の特別休暇の中にはボランティア休暇という制度もございますので、そういうものを活用するということが可能ですが、合同派遣という形で現在は進めておりますので、その中で派遣をしているという状況です。民間のレベルでのボランティアの活動ということで役場の方に問い合わせを頂いたということは今のところあってはおりません。

一応お話があれば総務課の方でお話をお聞きしたいと思っております。

○議長 川野 高實君

星 正彦君

○3番 星 正彦君

職員の派遣については所管課が総務課というのは分かりますが、民間のレベルで勝手にボランティアをしたいということで現地に行ってもなかなか受け入れも含めてどうしていいのか分からない部分がありますが、そういうことを考えますと、何人かから行きたいという声も耳にしていますが、その場合に地元の情報が民間では把握出来ない。どこに行ってもどうしていいのか分からないということがあると思います。今後そういう場合が想定されますので、民間のレベルで町民の方たちがボランティアに行きたいと言った場合にどこが所管なのか。それに対する行政の一定の支援も考えていく必要があるのではないかと思います。

もう一度お願いします。

○議長 川野 高實君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

議員が言われていますようにボランティアとして個人的に現地に行かれています。私どもはニュースで知る程度で、受付窓口がどこにあるか分かりません。食料等は自分で持って行かなければならない。個人で行く場合は相当の負担もあります。当然水という問題もあると思います。今言われますように町としても明確なものを窓口として作っておりませんので、県等に情報を仕入れて窓口からどういう支援が出来るか、内容を早急に詰めた上でホームページ等、或いは広報でお知らせ出来ればと思います。ちょっと時間を頂いて情報収集に当たってみたいと思います。以上です。

○議長 川野 高實君

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

12頁、施設予約システム構築委託料で1076万円上がっていますが、この中身についてお願いします。

○議長 川野 高實君

総務課長。

○総務課長 白石 秀美君

施設予約システム構築委託料で1076万3千円ですが、財団法人の地域活性化センターの助成事業ということで、歳入の方でも800万円を計上しております。既存の施設予約システムが電算システム更新に伴って使用出来なくなるということで、再構築をして更に便利なものにしようということで計画をしております。

この地域活性化センターの助成金があるということで利用することにしています。対象施設は町立体育館、武道館、弓道場、町民グラウンド、町立野球場、浮州公園野球場、総合福祉センターとなっています。助成の対象ではありませんが中央公民館も合わせて全部で8施設

について施設予約システムの再構築をすることで考えております。

○議長 川野 高實君

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

先程の東日本の大震災の支援ですが、ある程度民間の団体の被災地で受け入れ体制が出来ている場合とかは各自治体で1000円程度の保険に入って行って下さいというお知らせも来ています。そういうものを是非考えて頂いて町民の方に知らせるといこともやって頂きたい。それと被災地に職員の方が行かれてテレビ、ラジオ、新聞で見るよりも現地に行けばその悲惨さが分かると思います。そこを町民の方に伝えるような、復興にはまだまだ相当の時間とお金が掛かるので、そのためにも日本が1つにならないといけないという状況ですから町民の皆さんに現状を伝える取り組みもやって頂きたいと思います。その点の考えはないでしょうか。

○議長 川野 高實君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

民間のボランティアについて私の方は詳細に把握しておりませんので、これらは情報を収集して実際どういう対応をしているのかを含めて研究したいと思います。

派遣した職員からは毎日報告をもらっています。現地に行けばニュースで見るよりも違うというのが第一報です。こういう活動をやっておりますということも広報等を通じてお知らせしたいと思っております。内容については検討させて頂きたいと思いますが、現場に行った職員がマスメディアと違う印象を受けているというのは確かにございます。こういう部分はお知らせしたいと思います。

○議長 川野 高實君

他にありませんか。

次に進みます。3款 民生費及び4款 衛生費について14頁から17頁まで質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

次に進みます。6款 農林水産業費から8款 土木費について17頁から19頁まで質疑はありませんか。

星 正彦君

○3番 星 正彦君

総務文教委員会に付託されると思いますが、19頁の開発申請事務委託料468万円上がっていますが、これはどういうことなのか内容を教えて頂きたいと思います。

○議長 川野 高實君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

これは念願でありました町有地の活用を図っていききたいということで、第1段として旧分校跡地の前面にあります農地約2ヘクタールを開発して企業誘致の受け皿にしたいということで、設計等の委託料を今回計上しております。

○議長 川野 高實君

星 正彦君

○3番 星 正彦君

そうしますとこの旧分校跡地の設計等の委託料と言われていますが、開発するために一定の造成も含めて財政出動しなければならないという問題も出てきますが、本年度設計委託しても本年度というわけにいかない部分もあると思いますが、そういう計画が具体的にあるのですか。

○議長 川野 高實君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

予定としましては今回の予算を可決して頂きますと早速開発許可を頂くために県知事許可を頂く作業に入ります。これが順調にいけば9月にはある程度造成費として工事費を計上したいと。1つは国交省が遠賀川の改修をやって頂いております。その残土を以前から受け入れたいと。この申し入れを国交省にしていました。一応準備が出来たということで先日国交省の方に秋以降受け入れ可能になる予定ということで土砂の搬入等について今後協議させてもらいたいと進めておりますので、そういう部分で9月に再度造成費、工事費として予算措置したいと思っております。

○議長 川野 高實君

星 正彦君

○3番 星 正彦君

9月には造成費を計上したいということですが、以前町有地の問題に関して団地造成も含めて議会でもかなり活発な議論がされて来た経過がございます。町長の方はオーダーメイドによる団地造成ということを一貫して言われて来た経過もございます。従って今回設計委託料というか、事務委託料460万円近く計上されて9月に造成に掛かるということであるならば、具体的に立地企業なり、鞍手に進出して来たいというものの動きがあるのですか。

○議長 川野 高實君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

実際に1万坪、2万坪というお話は頂いております。ただ、町が造成するにはリスクが大きということでオーダーメイドと申し上げました。今回分校跡地の前の農地については形状も真四角で使い勝手がいいということと、国交省から許可証を頂けば造成費も安く抑えられると。極端に2万平米ですので単純に2万リューベ以上の土をただで頂ければ、その分造成費がいらぬということで、このチャンスを逃したくないという部分があります。

引き合いも当然あっておりますので、1団地でも造成して企業誘致が出来れば、それが引き金になって次のステップへといけるのではないかということで、今回その部分に着手することにいたしております。以上です。

○議長 川野 高實君

他にありませんか。

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

このことについては今日初めて伺ったわけで、全然議会にも説明がなかったのですが、こういうものについては別に都市計画審議会に掛ける必要はないのかと。後の用途がどういふふうになっているのか。あそこは北中学校も近いし、住宅用地の方が適しているのではというような場所なのです。

どういふ工場が来るのか分かりませんが、今の工場は騒音や公害を発生させるような工場は少ないだろうと思いますが、ここに何故工場誘致をしようというふうにしたのかをお尋ねします。

○議長 川野 高實君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

一点目の都市計画審議会に掛ける必要はないかと。これは通常開発行為で開発をする側で今回は町ですが、県知事の許可を頂ければいいということで都市計画審議会に掛ける必要はありません。

用途についてはもともと農振農用地でしたが、1昨年でしたか農地の白地化まで進めております。今回急遽こういう状況になったのが県の農地計画課と十分事前協議を進めながら、今回概ねいけるといふ部分で予算措置させてもらったということです。

それと住宅用地というご意見ですが、現地が新川を挟んで農地側ということと、分校跡地も今からの活用というふうに思っております。理想ですが、工場と企業によっては事務用地というものもいるかも知れませんが、当然文教施設のある部分ですので、分校跡地にはそういう企業は環境上好ましくないということで事務所、住宅団地というふうな構想ではおります。

今後の方針ですが、そういう中で当地は2万平米ということで大きな企業は期待出来ませんが、その部分に馴染むような企業を誘致したいと思っております。周辺環境を考えながら企業選択はするべきだろうと思っております。

○議長 川野 高實君

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

関連になりますが、町有地に関してはここ以外にも沢山あります。大きなものは宮本学園もあります。この場合は売却する時に検討委員会を立ち上げて、その中で計画を立ててと

いう話があって、そのままになっているわけです。今回の分校跡地の農地に関しても分校跡地に関しても、町が独自ですること1つの方法としてはあるでしょうが、町全体の将来像を考える上で、広くいろいろな意見を求める上からも町有地の有効活用に関する検討委員会を設置するというのも必要ではないかと思えます。そのことについてはどのようにお考えですか。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

検討委員会の設置ということですが、小規模のものについては町の総合計画等によって基本的なものが出来ております。それによって進めて行きたいと思えます。大事なことは議会と相談しなければならないが、2万平米については、企業は大きいものを要求しているわけです。2万平米では狭いという企業さんが多いわけです。今農振は手続きがうるさいわけです。相当時間を要して工場用地埋め立てについては前が見えていたと。遠賀川の土が出るといことで、それを頂いて造成していくと。その中で鞍手町の都市計画を連合させながら進めていきたいと。大口があってするとすれば執行部だけではいけません。議会の皆さんにも合議しなければならないと。企業が来るから作っているわけではなく、総合計画に基づいて条件整備をして、現物を見せて来て頂くと。そうしないと県は企業が来たら許可しますと。それでは間に合わないわけです。やはり作っておかなければならないわけです。そういうことを踏まえて進めているわけです。

○議長 川野 高實君

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

県が指摘するように、企業誘致するためには造成しておかなければならないのは当たり前なのです。町長は今まで企業が来るのが分かってオーダーメイドで造成するというのでは間に合わないわけです。とてもそういうことで企業が来るはずもないのです。そういう意味では当たり前の話ですが、その場所自体が工場誘致に適しているかということをお尋ねしているわけです。学校から直ぐ近くにあるわけですので、今後小中学校の統合問題がどのようになるか分かりませんが、鞍手のほとんど真ん中に位置するのです。役場が近い所ですから尚且つ北中もあるということですから、統合ということになればその後の校舎についても話がいろいろ出て来るでしょう。そういうことを考えれば工場誘致よりも住宅地の方が適しているのではないかと思っております。これは私の個人的な意見です。

いろいろな意見をお持ちの方がいるので検討委員会を作って皆さんのご意見を聞きながら町の方向、将来をそこで決めるわけです。だから行政だけで決めるのではなくていろんな方のご意見を聞いて町有地の有効活用を図ったらいいのではないかということで提案しているわけです。実際に宮本学園を購入する場合もそういう話もあったので、町の方向性を決める分岐点に時間的にもなっているのではないかなと思えます。

総合計画の中でと言われていましたが、定住化の推進というのは大きな問題です。

この前の一般質問でも出ていました。そういう意味でも私は工場誘致と同時に宅地の開発というのも重要ではないかなと提案をしているわけです。

いずれにしても皆さんの英知を結集した中での町の将来、町有地または町自体の開発について考えるべきではないかなと思います。

**○議長 川野 高實君**

他にありませんか。

次に進みます。10款 教育費について20頁から21頁まで質疑はありませんか。

これで歳出を終わります。

次に歳入に入ります。9頁をお開き下さい。一括して質疑をお受けします。

9頁から10頁まで質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで歳入を終わります。

それでは歳入歳出全般について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

只今議題となっている議案第47号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第47号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に日程第13 議案第48号 平成23年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算第1号を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっている議案第48号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第48号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に日程第14 議案第49号 平成23年度鞍手町水道事業会計補正予算第1号を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっている議案第49号は総務文教委員会に付託したいと思います。  
ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第49号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に日程第15 議案第50号 専決処分の承認 鞍手町流域関連公共下水道事業中山処理  
分区管渠築造工事(第33工区)請負契約の変更を議題とします。

質疑はありませんか。

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

工期が延びて議会の承認を得るということですが、その理由があれば教えてください。

○議長 川野 高實君

上下水道課長。

○上下水道課長 中岡 和之君

この工事は巖流市場から新県道までの推進工事をする中で、六田川橋梁から小牧側に向かって管路の薬注による作業中調査をした結果、路面から1.5メートル付近でコンクリートが確認出来、その後調査しますと昔の水路の橋台であることが確認出来ました。その橋台部分は現行の推進工法では出来ませんので、この部分を撤去するという作業が必要になりました。それで調査、工事等で40日間程度の作業を要しました。その後は順調に進み、3月15日までの工期を一応月末までにしましたが、その後土質の変化、縁石等で推進にトラブルが発生して年度内の工事が完了出来ないということで繰越工期として、4月30日までの契約変更をしたものです。

○議長 川野 高實君

他にありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっている議案第50号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第50号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に進みます。

日程第16 議案第51号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 柴田 好輝君

日程第16 議案第51号 専決処分第12号 平成23年度鞍手町国民健康保険事業特

別会計補正予算第1号であります。

本補正予算は、平成22年度鞍手町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算見込において、歳入不足が生じたため、地方自治法施行令第166条の2の規定に基づき、平成23年度の歳入を繰上げ、これに充用したものであります。

なお、繰上げ充用措置は、出納期間内に行わなければならないことから、平成23年5月31日付で専決処分したものです。

歳入歳出それぞれ58,606千円を追加し、予算総額を、歳入歳出それぞれ2,289,858千円としました。

以上が、議案第51号の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしく申し上げます。

○議長 川野 高實君

これから質疑を行います。

議案第51号について質疑はありませんか。

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

累積赤字の分が響いて、恐らく単年度で若干赤字かなと思いますが、単年度でどういう収支になったのか教えて下さい。

○議長 川野 高實君

保険健康課長。

○保険健康課長 鯨坂 健二君

お答えいたします。単年度でということですので、歳入歳出差し引き340万3千円ほどの赤字となっています。

○議長 川野 高實君

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

これが赤字になったのはいろんな理由があると思いますが、国保運営審議会で赤字になった場合に国保税の値上げということもという話も執行部側の説明で毎年あっていたのですが、本年度はどういうふうに考えているのか。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

後期高齢絡みで予算は一昨年から若干好転しています。審議会の中でも様子を見ようということ、しかし国は今からどういう状況になるかは、前年度の分を前倒ししているのだから、赤字が大きくなれば何らかの措置をしなければならないと思っております。国の方でいろいろ流動的にどうするかということ、掴めないところが若干ありますが、当初は値上げということ、昨年度はたまたま黒字であって、累積が大きくなるということならその時点で

一考を要するという事です。

○議長 川野 高實君

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

この会計は出納閉鎖して見ないと分からない状況があります。毎年2月頃では赤字予想なのです。それが出納閉鎖が終わったら黒字だとかという形になっているので、本年度途中で経過を見ても分からないと思います。今年340万円からの赤字が出ましたが、来年度に税制改正するという事は考えてないと思ってもいいのでしょうか。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

来年を予想して国保がどのようになっていくのかは全く予想が立たないと。但し、ある一定の時期になると歳入が確実に入って来ればいいけれども、大きく12月に上がってきますので、その状況を見ないと上げませんということは発言を控えさせて頂きたいと思っております。

○議長 川野 高實君

他にありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっている議案第51号は民生産業委員会に付託したいと思えます。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第51号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

この際休会についてお諮りします。

明日9日から13日までの5日間は委員会審査のため休会としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって明日9日から13日までの5日間は委員会審査のため休会とします。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会します。

散会 14時55分

平成23年鞍手町議会第4回定例会会議録（第4号）						
平成23年 6月14日						
招集場所 鞍手町役場議事堂						
開閉会日時 及び宣告						
開 会 開 議			議 長			
平成23年6月14日 午後1時00分			川野高實			
閉 会 開 議			議 長			
平成23年6月14日 午後1時34分			川野高實			
出席及び欠席議員						
議席番号	氏名	出欠の別	議席番号	氏名	出欠の別	
1	熊井照明	出欠	11	宇田川亮	出欠	
2	須山由紀生	出欠	12	岡崎邦博	出欠	
3	星正彦	出欠	13	栗田幸則	出欠	
4	仲野守	出欠				
出席 13人	5	田中二三輝	出欠			
欠席 0人	6	原哲也	出欠			
欠員 0人	7	川野高實	出欠			
	8	須藤敏夫	出欠			
	9	久保田正之	出欠			
	10	武谷保正	出欠			
会議録署名議員	1	星正彦	2	仲野守		

職出 務席	議会事務局 局長	長友浩一	出欠	議会事務局 局長補佐	武谷朋視	出欠
地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名	町長	柴田好輝	出欠	会計課長	靄崎紀代	出欠
	副町長	本松吉憲	出欠	建設課長	森茂樹	出欠
	教育長	山本喜久男	出欠	企画財政課長	三戸公則	出欠
	総務課長	白石秀美	出欠	上下水道課長	中岡和之	出欠
	福祉人権課長	渡辺智文	出欠	病院事務局長	中野眞路	出欠
	税務住民課長	久保田隆一	出欠	教育課長	筒井英和	出欠
	農政環境課長 兼農業委員会事務局長	篠原哲哉	出欠	保険健康課長	鯨坂健二	出欠
議事日程	別紙のとおり					
付議事件	別紙のとおり					
会議経過	別紙のとおり					

## 平成23年第4回鞍手町議会定例会議事日程

6月14日 午後1時開議

### 第4号

- 日程第1 議案第36号 専決処分の承認（鞍手町国民健康保険条例の一部を改正する条例）  
（民生産業委員長報告）
- 日程第2 議案第37号 専決処分の承認（鞍手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）  
（民生産業委員長報告）
- 日程第3 議案第43号 専決処分の承認（平成22年度鞍手町老人保健特別会計補正予算第4号）  
（民生産業委員長報告）
- 日程第4 議案第45号 専決処分の承認（平成22年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計補正予算第1号）  
（民生産業委員長報告）
- 日程第5 議案第46号 専決処分の承認（平成22年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計補正予算第1号）  
（民生産業委員長報告）
- 日程第6 議案第51号 専決処分の承認（平成23年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号）  
（民生産業委員長報告）
- 日程第7 議案第40号 鞍手町営住宅審議会条例の一部を改正する条例  
（民生産業委員長報告）
- 日程第8 議案第42号 専決処分の承認（平成22年度鞍手町一般会計補正予算第9号）  
（総務文教委員長報告）
- 日程第9 議案第44号 専決処分の承認（平成22年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算第5号）  
（総務文教委員長報告）
- 日程第10 議案第50号 専決処分の承認（鞍手町流域関連公共下水道事業中山処理分区分管渠築造工事（第33工区）請負契約の変更）  
（総務文教委員長報告）
- 日程第11 議案第38号 鞍手町コミュニティバス等運行条例  
（総務文教委員長報告）
- 日程第12 議案第39号 鞍手町税条例の一部を改正する条例  
（総務文教委員長報告）
- 日程第13 議案第41号 鞍手町青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例  
（総務文教委員長報告）
- 日程第14 議案第47号 平成23年度鞍手町一般会計補正予算（第1号）  
（総務文教委員長報告）
- 日程第15 議案第48号 平成23年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）  
（総務文教委員長報告）
- 日程第16 議案第49号 平成23年度鞍手町水道事業会計補正予算（第1号）  
（総務文教委員長報告）
- 日程第17 発委第1号 議会広報編集調査特別委員会の設置
- 日程第18 閉会中の継続事件

平成23年6月14日（第4日）

開議 13時00分

○議長 川野 高實君

これから本日の会議を開きます。

まず町長より提出されています正誤表をお手元に配布していますのでご確認下さい。

これより日程に入ります。

日程はお手元に配布のとおりです。

日程第1 議案第36号から日程第7 議案第40号までの7件を一括して議題とします。  
本案は民生産業委員会に付託していましたので、民生産業委員長の審査報告を求めます。

栗田民生産業委員長。

○民生産業委員長 栗田 幸則君

民生産業委員会の議案審査報告をいたします。

議案第36号 専決処分の承認 鞍手町国民健康保険条例の一部を改正する条例。

議案第37号 専決処分の承認 鞍手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

議案第43号 専決処分の承認 平成22年度鞍手町老人保健特別会計補正予算第4号。

議案第45号 専決処分の承認 平成22年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計補正予算第1号。

議案第46号 専決処分の承認 平成22年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計補正予算第1号。

議案第51号 専決処分の承認 平成23年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号。

本委員会は6月8日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を承認すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

次に議案第40号 鞍手町営住宅審議会条例の一部を改正する条例。

本委員会は6月8日に付託された上記の議案を審査の結果、原案を可決すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

○議長 川野 高實君

これから委員長報告に対する質疑を行います。

議案第36号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第37号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第43号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第45号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第46号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第51号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第40号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第36号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第37号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第43号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第45号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第46号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第51号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第40号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 3 6 号 専決処分の承認 鞍手町国民健康保険条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は承認であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第 3 6 号は委員長の報告のとおり承認されました。

次に議案第 3 7 号 専決処分の承認 鞍手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は承認であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第 3 7 号は委員長の報告のとおり承認されました。

次に議案第 4 3 号 専決処分の承認 平成 2 2 年度鞍手町老人保健特別会計補正予算第 4 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は承認であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第 4 3 号は委員長の報告のとおり承認されました。

次に議案第 4 5 号 専決処分の承認 平成 2 2 年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計補正予算第 1 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は承認であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第 4 5 号は委員長の報告のとおり承認されました。

次に議案第 4 6 号 専決処分の承認 平成 2 2 年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計補正予算第 1 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は承認であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第 4 6 号は委員長の報告のとおり承認されました。

次に議案第 5 1 号 専決処分の承認 平成 2 3 年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算第 1 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は承認であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第 5 1 号は委員長の報告のとおり承認されました。

次に議案第40号 鞍手町営住宅審議会条例の一部を改正する条例を採決します。  
本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第40号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に進みます。

日程第8 議案第42号から日程第16 議案第49号までの9件を一括して議題とします。

本案は総務文教委員会に付託していただきましたので、総務文教委員長の審査報告を求めます。

原総務文教委員長。

#### ○総務文教委員長 原 哲也君

総務文教委員会の議案審査報告をいたします。

議案第42号 専決処分の承認 平成22年度鞍手町一般会計補正予算第9号。

議案第44号 専決処分の承認 平成22年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正  
予算第5号。

議案第50号 専決処分の承認 鞍手町流域関連公共下水道事業中山処理分区管渠築造工事  
(第33工区)請負契約の変更。

本委員会は6月8日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を承認すべきもの  
と決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

次に、

議案第38号 鞍手町コミュニティバス等運行条例。

議案第39号 鞍手町税条例の一部を改正する条例。

議案第41号 鞍手町青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例。

議案第47号 平成23年度鞍手町一般会計補正予算第1号。

議案第48号 平成23年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算第1号。

議案第49号 平成23年度鞍手町水道事業会計補正予算第1号。

本委員会は6月8日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を可決すべきもの  
と決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

#### ○議長 川野 高實君

これから委員長報告に対する質疑を行います。

議案第42号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第44号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第50号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第38号について質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第39号について質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第41号について質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第47号について質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第48号について質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第49号について質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第42号について討論はありますか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第44号について討論はありますか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第50号について討論はありますか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第38号について討論はありますか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第39号について討論はありますか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第 4 1 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第 4 7 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第 4 8 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第 4 9 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 4 2 号 専決処分の承認 平成 2 2 年度鞍手町一般会計補正予算第 9 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は承認であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第 4 2 号は委員長の報告のとおり承認されました。

次に議案第 4 4 号 専決処分の承認 平成 2 2 年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算第 5 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は承認であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第 4 4 号は委員長の報告のとおり承認されました。

次に議案第 5 0 号 専決処分の承認 鞍手町流域関連公共下水道事業中山処理分区管渠築造工事(第 3 3 工区)請負契約の変更を採決します。

本案に対する委員長の報告は承認であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第 5 0 号は委員長の報告のとおり承認されました。

次に議案第 3 8 号 鞍手町コミュニティバス等運行条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第 3 8 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に議案第 3 9 号 鞍手町税条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第39号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に議案第41号 鞍手町青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第41号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に議案第47号 平成23年度鞍手町一般会計補正予算第1号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第47号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に議案第48号 平成23年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算第1号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第48号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に議案第49号 平成23年度鞍手町水道事業会計補正予算第1号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第49号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に進みます。

日程第17 発委第1号 議会広報編集調査特別委員会の設置を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

宇田川議会運営委員長。

**○議会運営委員長 宇田川 亮君**

発委第1号 議会広報編集調査特別委員会の設置。

次のとおり議会広報編集調査特別委員会を設置するものとする。

平成23年6月14日提出。

議会運営委員長 宇田川 亮。

記

1 名称 議会広報編集調査特別委員会。

2 設置の根拠 地方自治法第110条及び鞍手町議会委員会条例第4条。

3 目的 議会広報の編集及び調査。

4 委員の定数 6人。

提案理由 議会だよりの編集、発行及び調査研究を行う議会広報編集調査特別委員会を設置するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条の2第5項及び鞍手町議会会議規則（昭和62年鞍手町議会規則第1号）第13条第3項の規定に基づき提出する。

○議長 川野 高實君

お諮りします。

発委第1号は質疑・討論を省略して直ちに採決に入りたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって発委第1号は質疑・討論を省略します。

これから採決を行います。

発委第1号 議会広報編集調査特別委員会の設置を採決します。

本案に原案のとおり可決することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（挙手あり）

挙手多数です。よって発委第1号は原案のとおり可決されました。

只今より名簿を配布します。

（名簿配布）

お諮りします。

只今設置されました議会広報編集調査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第5条の規定によって、只今お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって議会広報編集調査特別委員会の委員は、お手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。

これより委員長・副委員長の互選のためここでしばらく休憩します。

休憩 13時24分

再会 13時33分

○議長 川野 高實君

会議を再開します。

特別委員会正・副委員長の互選の結果を局長より報告いたします。

○議会事務局長 長友 浩一君

ご報告いたします。

委員長 岡崎邦博議員。

副委員長 宇田川亮議員 以上でございます。

○議長 川野 高實君

以上のように決定しました。

次に日程第18 閉会中の継続事件を議題とします。

各委員長から目下審査する事件について、会議規則第74条の規定に基づき、お手元に配布しましたとおり閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長の申し出のとおり継続審査することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって各委員長から申し出のとおり継続審査することに決定しました。

これをもって本日の日程は全部終了しました。

これをもって平成23年第4回定例会を閉会します。

閉会 13時34分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議長 川野 高實

議員 星 正彦

議員 仲野 守

平成23年6月14日

鞍手町議会

議長 川野高實

### 閉会中の継続事件について

下記事件について、各委員長から鞍手町議会会議規則第74条の規定に基づき、閉会中の継続審査及び調査の申し出があったので、これを閉会中の継続事件とすることにつき議会の議決を求める。

委員会名	調査事項
総務文教委員会	財政、人事、給与、消防、都市計画、教育、上下水道及び民生産業委員会に属さない事項の所管事務調査
民生産業委員会	厚生、福祉、保健衛生、国民健康保険、産業、労働、土木、建設、病院、介護老人保健施設に関する事項の所管事務調査
議会運営委員会	本会議の会期日程等議会運営に関する事項、議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項、全員協議会の開催に関する事項及び議長の諮問に関する事項
議会広報編集調査特別委員会	議会広報編集及び調査